

「グローバル収監ネットワーク」と 「グローバルな流動性」

—無期限の拘留とテロのスペクタクルから 見た「公共圏」の危機—

前田 幸男 *

はじめに—競合する世界イメージ—

かつてコスグローブ (Denis Cosgrove) は、1972 年にアポロ 17 号から撮影された地球の写真が、人々のもつ世界像 (地理的想像力) へ劇的な影響を与えたと主張した。⁽¹⁾ すなわち、オルテリウスやメルカトルの時代までは、世界を二次元的に捉え、かつヨーロッパ／キリスト教中心主義的世界理解によって人々の認識は規定されていた。そこにまず軍事的・政治的なパワーが、ついで経済的・技術的秩序が加わり世界秩序を規定してきた。ところが、このアポロ 17 号が提供した写真には、もちろん国境が映し出されているわけではなく、アフリカ大陸や南極大陸が前面に現れている。しかも、当時の宇宙飛行士によると月が廃墟のようだったのとは対照的に、地球の美しさが際立っていたという。⁽²⁾ このことはこれまで支配的であった「一つの世界」(One World)

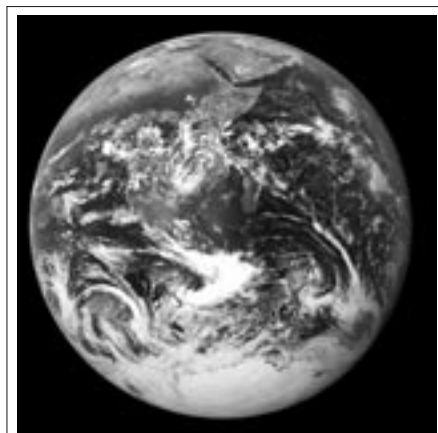


写真1 / AS17-148-22727

というイメージに対して、エコロジーの問題とも相まって新たな「地球全体」(Whole-earth) というイメージが競合するようになることを意味していた。とはいえ、この「地球全体」のイメージは人々の地球環境問題への意識を高める一方で、天空から眺めることであらゆる人々の生きた痕跡を消去するという意味においては前者と変わるどころではなく、ローカルな生への意識を維持することを困難にさせ、⁽³⁾ 極めて危険な思考様式に容易に転化しうるのである。

以上は、20世紀後半までの「世界—地球」をめぐる競合するイメージの問題として、人々のメンタリティーを規定してきた。ところが、我々はこうした縮減された生をどのように取り戻すかという課題に十分に応じる間もなく、本稿で扱う「超領域的テロリズムとそれに対抗するグローバル収監ネットワーク」という新たな問題系に遭遇することになる。このことは当然のことながら、「地球全体の秩序の維持」という意味において、従来までの競合するイメージの上に、(明示的にも黙示的にも) もう一つ別の地理的想像力が人々の世界理解に加わることを意味した。そのイメージとは、地球全体を覆うかのごとき「管理と統治の網の目」の登場であり、言い換えるとそれは国ごとに存在する人口・領土・治安の問題が、世界秩序の維持のために相互に浸透しながら織り込まれていく「グローバルな統治性」(Global Governmentality)のイメージということができるだろう。⁽⁴⁾そこで本稿では、第I節で、この「グローバルな統治性」がもつプリズムの一側面を担うと考えられる「グローバル収監ネットワーク」がどのように形成されてきたのかについて論じる。第II節では、たんなる人権問題を超えて、収監されるテロ容疑者の扱われ方をめぐって現れてきた(合法でも違法でもない、超-法という名の)法的秩序の様式、及び統治の様式について、「剥き出しの生」、「統治性」、「テロのスペクタクル」という問題を契機として考察する。そして、こうした収監ネットワークと法的オペレーションを通した統治様式は、主権権力の強圧さゆえに、その限界に直面することについても考察する。そして、第III節では、第II節での主権権力の強力さという袋小路がどのように解消されるかを見るために、ネットワークでも、ノルムでもない領域、すなわち、秩序をつき崩すような潜在能力をはらんでいるスキャンダルとしての情報の流出という問題を、「グローバルな流動性」の議論として考察し、その一事例として写真のもつ力について分析する。

I. 「グローバル収監ネットワーク」形成への道程

戦争を行うということは、必然的に捕虜になった人間の扱い方をめぐる問題が浮上してくるが、それは「グローバルなテロとの戦い」(GWOT)においても例外ではない。人権擁護団体の一つであるアムネスティ・インターナショナルによれば、テロ容疑者として捕獲された抑留者たちが、アメリカの国外に2005年5月時点で、約7万人いたという。⁽⁵⁾その内訳は、キューバのグアンタナモ(Guantánamo)海軍基地に520人、アフガニスタンのバグラム(Bagram)・カンダハール(Kandahar)空軍基地にそれぞれ300人・250人、イラクのブッカ収容所(Camp Bucca)に6,300人、アブグレイブ(Abu

Ghraib) 刑務所に 3,500 人、米国の他の施設に 1,300 人などが主なものとなっている。その後、アブグレイブ刑務所が「閉鎖」されたことを除けば、状況は何も変わっておらず、むしろ上記以外でも、CIA が秘密裏に保有している世界中にある収容所、⁽⁶⁾ 及びアメリカの要求に応じる形で同盟諸国によって提供されている施設に数千人がいるとされているのである。アムネスティ事務総長のイレーネ・カーン (Irene Khan) は、グアンタナモのことを「現代のグラグ (矯正労働収容所) (gulag for our time) と呼んだが、⁽⁷⁾ 総体で見ると収容所はひとつどころではなく、「グローバルな収容所群島」(Global Gulag Archipelago) が立ち現れているといわざるをえない。まるで、世界中に危険人物がいるから、地球をすっぽり覆っている<帝国>⁽⁸⁾ の収容所も世界中いたるところにあるかのように。しかしながら、このような収監と引渡しとのオペレーションを果たしている「グローバル収監ネットワーク」は決して初めから所与のものであったのではなく、歴史の推移と並行して形成されてきたのである。こうした装置を理解するためにはむしろ、複雑に絡みあう糸をほぐすがごとく、各地にある収容所の布置について歴史的な経緯を踏まえながら一つ一つ明らかにしていかなければならないだろう。その先に初めて「監禁群島」(carceral archipelago)⁽⁹⁾ なるものが浮かび上がってくるのだらう。

この問題に対しては、まずアメリカの CIA が主導して行っている、「非合法的戦闘員」(illegal enemy combatant) の特定と、尋問・取調べのための他国への引渡しオペレーション (いわゆる「超法規的引渡し」(extraordinary rendition)) について考えなければならないだろう。犯罪人引渡しの場合、犯罪人引渡し条約を締結する国の間で、被疑者を送還するというのが、通常のオペレーションとなる。これに対して、超法規的引渡しの場合、第 3 国 (しかも被疑者の身体への危害を加える危険性のある第 3 国) に移送する行為を含み、いわゆるノン・ルフールマン原則に違反する上に、まったくの法の適正手続 (due process) を欠く引渡しになることを意味する。以下では、まずこの「超法規的引渡し」の受け皿となる国々について述べる。

1. 拷問の外部委託先

アメリカに限らず、対テロ政策に従事する国々は、もちろん尋問を行うことで、テロを阻止するための諜報活動を 9.11 以前から行っていたが、⁽¹⁰⁾ アメリカについては激化するテロリズムを前に 1995 年にクリントン大統領は尋問のための容疑者の他国への引渡しを許可する決定を下した。これにより CIA の活動は大統領から明確に授権

されたことになる。⁽¹¹⁾しかしながら、9.11 という事件は、この尋問の「仕方」を根本的に変更させたのである。新たなテロの急迫性ゆえに、粘り強く、(デュープロセスの提供や司法取引を通しての見返りの提示なども含めて)何年も時間をかけて、容疑者から証言を抽出する「時間」はもてなくなったといわれている。⁽¹²⁾端的にいうと、それは短期間で絞り上げて、強制的に吐かせるという手法へのシフトを意味していた。ところが、アメリカ国内では合衆国憲法のもと、いわゆる「法の適正手続」(due process)による人権保障が存在しているという点、及びアメリカはいわゆる「拷問等禁止条約」⁽¹³⁾に1994年に批准しているという点から、国内において(拷問などによる)強圧的な尋問を行うわけにはいかなかった。そこで編み出された手法が、「拷問の外部委託」であった。⁽¹⁴⁾アメリカはテロリストを支援する国家を「ならず者国家」として批判する一方で、「テロ容疑者」を強圧的に尋問するために、それを許容する国家で、かつアメリカに協力する(ならず者?)国家に委託するという手法を思いついたのである。(なお、国内法で法の適正手続を明記し、かつ拷問等禁止条約に批准している国々も同様に、拷問の外部委託を採用するという国家は、アメリカに限ったわけではない。)

エジプト

この点に関していえば、まずエジプトとアメリカの紐帯の強さについて言及しなければならないだろう。無論、その起源は2001年9月11日ではない。まず1981年のエジプト国内でのアンワール・サダト元大統領(Anwar Sadat)暗殺事件が発生したことを契機として、ムバラク(Hosni Mubarak)大統領はテロリズムの撲滅を決断した。掃討された当時のイスラム原理主義グループ(Egyptian Islamic Jihad)の構成員は国外逃亡し、アルカイダに合流したとされている。⁽¹⁵⁾そして1998年、CIAはアルバニアの諜報機関に盗聴装置を提供し、ザワヒリの会話を証拠として、関係者のShawki Sakama Attiyaらを逮捕し、アルバニアからエジプトに引渡した。そこで彼らは尋問のために性器への電気ショックなどを含む拷問を受け、終身刑となり、同時に逮捕された他の二人は絞首刑に処された。⁽¹⁶⁾そして、その処刑への報復を行うという声明が出た二日後、ケニアとタンザニアのアメリカ大使館爆破事件が起きた。⁽¹⁷⁾これらの連鎖の中で、両国の利害は一致した。いまや共通の敵が「アルカイダ」となった両国にとって、拷問を尋問のツールとして許容するエジプトでのテロ容疑者の抑留、そしてそのためのエジプトへの容疑者の「引渡し」は、極めて「合理的な」選択肢となるに至る。

なお、エジプト以外の超法規的引渡しの受け入れ先としては、シリア、ヨルダン、

イラク、アフガニスタン、ディエゴ・ガルシア、ウズベキスタンなどが挙げられる。以下では、また紙幅の関係上、各事件の数も内容も限定的になってしまうが、ルートを追いかけてながら、超法規的な引渡しの網の目を概観する。

シリア

1) Maher Arar のケース（カナダ→アメリカ→ヨルダン→シリア）

カナダ国籍を持つ Maher Arar は、ニューヨークのケネディ空港でモントリオールへの乗り継ぎ待ちをしていたところを、CIA によって拘束され、手と足首を鎖でつながれ、8 時間連続で尋問された。そして、カナダではなく、ヨルダン経由でシリアへ引渡された。結果的に彼は無実であったのだが、自供を強要され偽の証言をさせられた。⁽¹⁸⁾ 通常の引渡しであれば、国籍をもつ国（カナダ）への送還となるが、Maher Arar のケースはノン・ルフールマン原則を侵す恐れのある第三国（シリア）への超法規的引渡しの事例といえる。

2) Muhammad Haydar Zammar のケース（ドイツ→モロッコ→シリア）

シリア生まれのドイツ国籍を有する Mohammad Haydar Zammar は、ドイツからモロッコを旅行中に、告訴なしに 7 週間拘留された。その後、シリアのダマスカス付近にあるファーファラスティン (Far' Falastin) 刑務所に移送された。⁽¹⁹⁾ そこに尋問遂行のためにドイツ諜報機関がきたと報告されている。また、Zammer がモロッコ旅行に行くことを事前に調査し、（ドイツ政府は否認しているが）モロッコへその情報を提供したという申立がなされている。⁽²⁰⁾

2. アメリカの内部であり外部でもあるグレーゾーン〈グアンタナモ〉

他方で、強圧的尋問遂行にとっての重要な拠点として、キューバ領域内のグアンタナモ湾にあるアメリカ海軍基地の中にある収容所の存在を、外部委託先の国々とは別個のカテゴリーとして挙げなければならない。⁽²¹⁾ キューバ領内にあるこのグアンタナモには長い歴史が刻まれており、時代毎にその利用のされ方は変遷しているのだが、その地理的特殊性ゆえに 9.11 を契機としてテロ容疑者を収監する一大拠点となった。すなわち、この場所へのブッシュ政権の主張とは、何よりもまずキューバが終極的な主権をもっているために、グアンタナモへは合衆国憲法もアメリカが批准している国際条約に由来する義務も適用されえないというものである。しかし、歴史をひも解けば、まずアメリカ人保護のために停泊していた米国船メイン号がハバナで沈没したの

をきっかけに、1898年、米西戦争が始まり、アメリカはキューバからスペイン勢を駆逐し勝利する。ところが、アメリカはその後も、キューバに留まり、1902年キューバ国憲法に盛り込まれたブラット修正条項によって、アメリカの内政干渉の正当化の印として、グアンタナモに米軍基地を置くことを認めさせることとなった。そして、1934年にはキューバ・アメリカ間の新しい条約の調印によって、アメリカはその海軍基地をみずから放棄しない限り、その場所は永久租借地となることを確認した。⁽²²⁾したがって、キューバの主権領域内であるにもかかわらず、事実上、グアンタナモはキューバの主権が及ばない領域となっている。その結果、立ち現れた論理とは、グアンタナモには公式の主権が一つも存在しないがゆえに、アメリカは行いたいことは何であれ可能となり、また米軍は収監者たちの命をいかように扱おうとも免責される、というものである。⁽²³⁾なぜなら、収監者たちは自発的にアメリカ合衆国に属する主体ではないために、憲法的人権保障をうけるに値するだけのつながりが見出せないからである。アメリカによるこうしたグアンタナモの位置づけは、明らかに「法的な行き詰まり」に突き進んだ結果であり、実質的な「法的ブラックホール」を生み出したことになる（なお、こうした行政権力の論理とそれを支える司法権力が、立ち現れてきた理由の考察は第II節で行う）。

先のエジプト同様、グアンタナモの収容所は、アムネスティーや国際赤十字などから、常に異議申し立てがなされているにもかかわらず、CIAによる超法規的引渡しを受け皿として不動の地位を築いたといっていだらう。

1) Mustafa Air Idir, Belkacem Bensayah, Hadj Boudella, Saber Lahmer, Lakhdar Boumediene, Mahamed Nechle のケース（アルジェリア→ボスニア・ヘルツェゴビナ→トルコ→グアンタナモ）

彼ら6人はアルジェリア生まれで、1990年代前半にボスニア・ヘルツェゴビナに移住していた。しかし、2002年1月18日にボスニア・ヘルツェゴビナ連邦警察に逮捕され、その後、NATOの平和維持活動のために駐留していた米軍に身柄を引き渡された。さらに、トルコのIncirlik空軍基地に移送され、最終的にはアメリカのグアンタナモ海軍基地に送られた。⁽²⁴⁾

2) Bisher Al-Rawi と Jamil El-Banna のケース（イギリス→ガンビア→アフガニスタン→グアンタナモ）

2002年11月8日、イラク国籍をもち1983年以来イギリスに住んでいたAl-

Rawi とヨルダン国籍を持ち 1994 年にイギリスに入国し、以来イギリスに無期限滞在を許可されていた El-Banna の二人は事業を始めるためにイギリスからガンビアに飛んだ。ガンビアのバンジュール空港に到着した二人は、ガンビア国家諜報機関 (NIA) によって逮捕された。バンジュール近郊で二人は別個に収容され、アメリカのエージェントによって 1 カ月間尋問が続けられた。その後、2003 年 1 月 23 日以前のどこかで、カブール経由でアメリカのバグラム空軍基地に移送され、さらにグアンタナモに送られている。このケースは、イギリスの諜報機関 MI5 とアメリカ CIA が連携した典型的なケースと見ることができる。⁽²⁵⁾

3) Binyam Mohamed v al Habashi のケース ((エチオピア→ロンドン→カブール) →イスラマバード→ラバト→バグラム→グアンタナモ)

エチオピア国籍を持つ Binyam は、家族の大部分がアメリカ合衆国に移住していたのに対して、イギリスに 1994 年以來、庇護の申請をしていた。2001 年にアフガニスタンに旅行し、2002 年 4 月 10 日に、パキスタンのカラチ空港で偽造パスポートを携帯していたために逮捕され、その後、パキスタンのセキュリティー・サービスは、彼をパキスタンのイスラマバードにある軍の空港へ移送し、そこからモロッコのラバトへ送られ、さらにカブールのバグラム空軍基地へ、さらにグアンタナモへ送られた (2006 年 6 月時点: 図 1 参照)。⁽²⁶⁾

4) Ibn al-Sheikh al-Libi (アフガニスタン→パキスタン→エジプト→グアンタナモ)

リビア国籍を持つアルカイダのパラミリタリーのトレーナーであった al-Libi は、タリバン政権が崩壊した、アフガニスタンからパキスタンに越境しようとして捕獲され、アメリカに引き渡され、エジプトへ送還され、その後、グアンタナモへ送られた。エジプト人による拷問を通した尋問の中で、フセインとビンラディンのつながりについて言及。その情報をもとにパウエル元国務長官がイラク戦争の決断をしたが、実際はその証言は虚偽であったことが後に判明した。⁽²⁷⁾

3. CIA の秘密収監施設

CIA はグアンタナモ以外でも、CIA がテロリズムの情報を得るという点で、価値が高いと判断された抑留者 (High-Value Detainee) については、第 3 国に移送せず、CIA が世界中に各国と秘密裏の合意の上で、保有している収監施設 (いわゆる「ブラック・サイト」(black site)) に移送しているという報道がなされた。⁽²⁸⁾ ワシントンポストによれば、タイやアフガニスタン、それに東欧の民主主義国を加えた 8 カ国に、こ

うした CIA の施設は存在するとしている。なお、人権擁護をその専らの使命とする欧州評議会 (Council of Europe) の報告書によれば、この東欧の民主主義国とは、ポーランドとルーマニアのことである。⁽²⁹⁾ ブラック・サイトの特定は各国が協力をしないことが多いため、その特定は困難を極めるはずであるが、欧州評議会の報告者ディック・マーティン (Dick Marty)⁽³⁰⁾ は、欧州航空管制局 (Eurocontrol) からの協力によって、2001 年から 2005 年にかけてのヨーロッパ内の飛行機のすべての移動記録 (いわゆるログ) を得ることができた。このデータを駆使することによって CIA 用の航空機の足跡を辿ることができたという。⁽³¹⁾ また、欧州人工衛星センター (European Union Satellite Centre: EUSC) からは、航空写真の提供を受け、それを基にブラック・サイトの特定を進めた。⁽³²⁾ これが含意することは、各国は国内管轄権を専有しているにもかかわらず、欧州という地域機構ガヴァナンスの下では、たとえ国内問題であっても情報を隠すことができなくなっているということである。⁽³³⁾ さらに、CIA のこうした活動に対しては、欧州評議会だけでなく、欧州議会や NGO 団体も行動を起してきた。近年でいえば、2007 年 2 月 14 日、欧州議会は 2001 年から 2005 年にかけて、CIA の 1000 回以上にわたったヨーロッパ内の秘密収監施設への飛行に対して、ヨーロッパの各国が十分な対策を講じなかったことを遺憾に思うとした最終報告書を承認している。⁽³⁴⁾ また、欧州評議会への CIA 関連の情報を積極的に提供してきたのは様々な NGO 団体であることは注目すべきであろう。⁽³⁵⁾ こうした流れの中でプッシュ政権は 2006 年 9 月 6 日、ついに CIA の活動の存在を認めたのである。⁽³⁶⁾ しかし、これらをグローバルな市民社会の到来として楽観的に論ずることは早計である。というのも、世界が対テロ戦争といった極限状態になったとき、ヨーロッパは北大西洋条約機構 (NATO) という形でアメリカとの協力関係を制度化しているからである (後述)。

4. EU 内のテロ容疑者移送を支援・黙認した国々

忘れてはならないのが、テロ容疑者の受け入れ先があるということは、同時に送り出し先も存在するということである。先に紹介した事例でも、送り出し先や経由先を中心に見てくると、ヨーロッパの内部に位置する国々の存在が浮かび上がってくる。

1) Abu Omar のケース (エジプト→イタリア→ドイツ→エジプト)

エジプト人聖職者でイタリアにおいて庇護されていた Abu Omar は 2003 年 2 月 17 日、ミラノで CIA によって誘拐され、イタリアのアビアーノ (Aviano) 空軍基地

経由で、ドイツのラムステイン (Ramstein) に移送された。その後、尋問のためにエジプトへ再度移送され、告訴なしに尋問のために拘留されている。⁽³⁷⁾

2) Ahmed Agiza と Mohammed El Zari のケース (スウェーデン→エジプト)

2001年12月18日、スウェーデン政府に庇護請求をしていたエジプト人の二人 Agiza と El Zari は、ストックホルムのブロンマ (Bromma) 空港で逮捕され、なぜか CIA 所有の航空機でエジプトに送還された。このうち El Zari はデュープロセスを経ることなく、2003年10月にカイロで開放された。他方の、Agiza はエジプトにおいて懲役25年の刑期が確定した(その後15年に減刑された)。このケースは、第3国への移送ではなく、本国への送還であるが、CIA がそこに絡んでいるという点、及びスウェーデン政府が、正規の難民申請を行っていた二人に対して、スウェーデン政府批准ずみのいわゆる拷問等禁止条約に明記されているノン・フルマン原則違反となる本国へ送還措置をとったことで問題となっている。⁽³⁸⁾

3) Khaled El-Masri のケース (ドイツ→マケドニア→アフガニスタン→アルバニア→ドイツ)

クェートで育ったが、1994年にドイツ国籍を得ていた El-Masri は、2003年末、休暇でマケドニアに来ていたところ、12月31日にアルカイダの一員であるとの容疑(しかし、アルカイダの一員だったのは Khaled Al-Masri でスペルが異なる)及びパスポート偽造の容疑(後になって判明したのだが、パスポートは偽造ではなかった)で、マケドニアのスコピエ (Skopje) 空港で逮捕され、CIA に身柄を引き渡され、薬物を注入されたあと、気づくとアフガニスタンにある CIA 所有の収容所に留置されていた。しかし、それが誤認逮捕であり、誤認による引渡しであったことが判明するも、2004年5月28日、一切の謝罪なしに釈放され、アルバニアの路上に放置され、ドイツに帰国する。⁽³⁹⁾

こうして見てくると、収監ネットワーク、構成的外部の周縁国、及びヨーロッパの関係について整理すると、四つのカテゴリーの存在が見えてくる。⁽⁴⁰⁾ すなわち、第一に、秘密の拘留センターがあるとされた国 (ポーランド (Szymany) とルーマニア (Timisoara))。第二に、抑留者の空輸による非合法移送飛行機の短期的な立ち寄り先 (アイルランド (Shannon)、イギリス (Bangor)、ポルトガル (Azores)、ギリシア (Athens)、イタリア (Roma Ciampino)、チェコ共和国 (Prague))。第三に、飛行機や乗組員が出発

する地点（ドイツ (Frankfurt, Ramstein)、キプロス共和国 (Larnaca)、スペイン (Palma de Mallorca)、(ヨーロッパ外からは) アメリカ (Washington)、トルコ (Adana-Incirlık)、アゼルバイジャン (Baku)。第四に、一回限りの被疑者搭乗地点（スウェーデン (Bromma)、ガンビア (Banjul)、マケドニア共和国 (Skopje, Tuzla)、イタリア (Aviano)) である。⁽⁴¹⁾

これに先の構成的外部（エジプト、シリア、アルジェリア、グアタナモなど）を加え結びあわせることで浮かびあがるネットワークを指してディック・マーティーは「グローバルな蜘蛛の巣 (Global Spider's web)」と呼んでいる。⁽⁴²⁾

なお、上記で示したほとんどのケースについて、被疑者の移送や受け入れに関して、該当の各国政府はその事実関係を否認している。しかし、それではグアタナモやアフガニスタンに被疑者がいることの説明はほぼ不可能に近いことになる。むしろ、なぜほとんどの国家が否認するのかを考えるべきであろう。つまり、上記で問題となっている国々は、ジュネーブ協定やいわゆる拷問等禁止条約・国際人権規約の自由権規約を批准している場合が多い上に、国内法でもこうした条約を受容・執行するために移民法をはじめとする各種国内立法が存在するからである。仮にこうした超法規的引渡しの存在を認めてしまうと、当然、国際法の領域で条約違反が明らかになる上に、国内的にも世論に対して負の影響が及ぶことになりうる。したがって、こうした問題を回避するためにも、各国政府は公式の場では否認せざるをえないのである。⁽⁴³⁾

このように各国はアメリカの対テロ戦争に明示的、黙示的様々な形で協力してきたのだが、ヨーロッパ各国に関しては、NATO という国際的制度的存在を考慮に入れなければならない。つまり、2001年9月11日後、まもなくしてNATOは同盟国のアメリカが攻撃されたことを受けて、創設後52年目にして初めて北大西洋条約第5条⁽⁴⁴⁾を適用し、全締約国は攻撃を受けた国家を支援すると決定したのである。⁽⁴⁵⁾そして、マーティーによる欧州評議会報告書は、機密扱いとされているNATOによる2001年10月4日のアメリカへの権限付与への合意が重要な役割を果たしたと指摘している。⁽⁴⁶⁾この指摘が正しいとすれば、この権限付与を契機として、皮肉にもCIAはヨーロッパ各国での活動を正当化されることとなる。本稿との関係でいえば、CIAはNATO加盟国内の領空での全面的な離着陸許可を与えられたことを意味する。

ここに来てアメリカの行動を「単独行動主義 (Unilateralism)」として安易に批判する論調は見直さなくてはならないだろう。なぜなら、NATO-CIA 問題に関する限り、アメリカの単独行動主義は「多国間主義 (Multilateralism)」に支えられているからであ

る。対テロ戦争を前にして両概念は融解し、一体化する。対テロ戦争が孕む問題の根深さを感じざるを得ない。

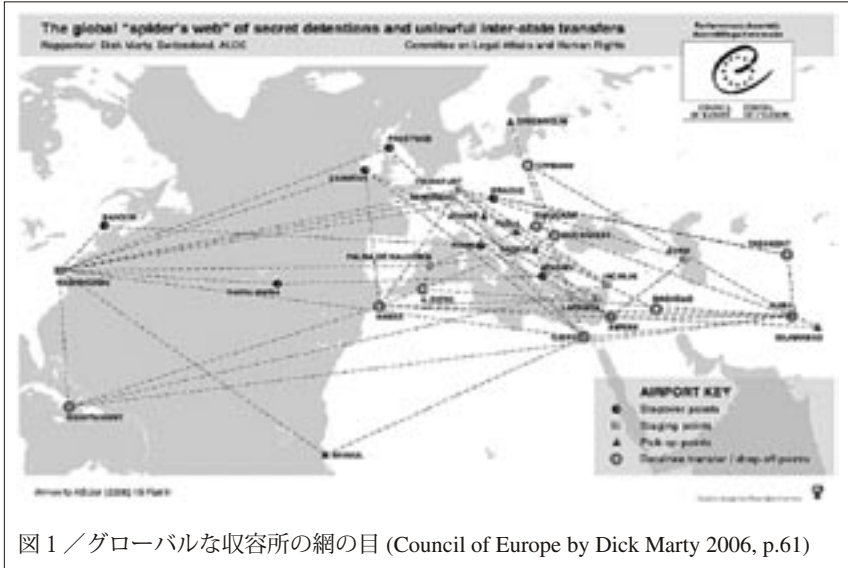


図1 / グローバルな収容所の網の目 (Council of Europe by Dick Marty 2006, p.61)

5. 反テロ関連法の整備

もちろん、9.11以降、米国愛国者法を成立させたアメリカによる直接間接の強い圧力によって、各国も類似の反テロ法を通過させてきた。今日のアメリカ外交の二大目標は、各国の「自由民主主義の浸透」と「反テロリズム体制の充実」であるが、9.11以降、33カ国で新規の対テロ関連法が成立した（既存法の修正は含まれていない）。⁽⁴⁷⁾ もちろん各国内部では反アメリカの勢力による抵抗など、それほど簡単に反テロ関連法が成立してきたわけではないとはいえ、アフリカ・中東・アジアに位置する各国政府は、反テロ関連法の成立によってアメリカや他の西洋諸国からの批判をかわすことができ、その上「対テロ戦争」という大義の下で政府への批判を沈黙させ、政治的対抗者を罰するための格好のツールを手に入れたのである。⁽⁴⁸⁾ 「対テロ戦争」最大の皮肉は、その推進ゆえに政治的対抗者を「テロリスト」として容易に指定することを可能にし、監視はもとより無制限の抑留も可能にすることで、各国民民主主義と自由主義を後退させたことであろう。そして、本稿との関連でいえば、各国の国内法整備が着々と進められる中で、国によっては審理前の長期留置が可能になったり、一方的強制的

判決が可能になり、⁽⁴⁹⁾ これらは明らかに強圧的な尋問遂行のための布石になったのである。

6. ネオリベラリズム、収監ネットワーク、拷問補助

このように「グローバルなテロとの戦い」(GWOT)に協力すべく、国連では非難決議を出し、各国は被疑者を送り出し、引き渡し、またときに受け皿となり、そして国内法を整備してきた。しかし、GWOTに協力してきたのは、なにも国際組織と国家だけではない。むしろ、鍵となるのが企業の存在である。戦争に利益を見出した企業の参加によって、「有志連合」(Coalition of the willing)というボランティアな様式はあくまで表面に現れた一面でしかなく、実際は「請求書連合」(Coalition of the billing)⁽⁵⁰⁾という人間の欲望から生じている戦争様式によって裏支えされている。この世界に点在する収容所での拷問を裏支える契約ベースの企業総体を「拷問のネオリベラル・ネットワーク」(Neoliberal Network of Torture)とでも呼ぶことができるかもしれない。GWOTは一見、アメリカの単独主義的行為として映るにもかかわらず、実際は「ネットワーク型戦争」あるいは「ネオリベラルな民と軍の複合体」というまったく新しい形態の装置がこの問題系には深く入り込んでいることがわかる。この点、特に本稿との関係でいうならば、「民間航空会社」と「民間軍事会社」(PMF)の存在は外すことはできない。以下、順に述べる。

民間航空会社

世界最大の民間航空会社といえばボーイング社であるが、その子会社にあたるイエッペセン国際旅行計画 (Jeppesen International Trip Planning) は、CIAによって秘密裏にとり行われるテロ容疑者の超法規的引渡し計画にかかわるサービス策定 (CIAがチャーターする航空機の手配を含む) を手がけてきた。⁽⁵¹⁾ 対テロ戦争予算をCIA経由で吸収したイエッペセンのサービスによって、超法規的引渡しは効率的かつシステムティックな移送となる。かつてこのように民間航空機が軍用に使用されることは異例であったが、9.11以後、これはもはや異例ではなくなってきている。加えて、例えばヒースロー空港のような民間空港もテロ容疑者の送り出しに利用されていることも併せて確認しておこう。⁽⁵²⁾ 逆もまたしかりで、頻繁に民間航空機が基地に軍事目的で着陸することも増えている。⁽⁵³⁾ 民軍の境界線の融解現象は、対テロ戦争におけるグローバルなネットワーク形成という場面においても顕著にあらわれているのである。

民間軍事会社 (Private Military Firms: PMF)

他方、PMFには、大別して、1) 戦闘員を提供する「兵士提供会社」(military provider firms)、2) 戦略アドバイスなどを提供する「軍事コンサルタント会社」(military consulting firms)、3) 後方支援でサービスを提供する「軍事支援会社」(military support firms)の三種類がある。⁽⁵⁴⁾ 収容所での尋問のサポートは3)に該当するが、実際は尋問そのものを遂行しており、その行為自体が問題となる。つまり、こうした契約社員は正規の戦闘員ではないため、軍の規定はおろか、ジュネーヴ条約さえも適用されないため抑留者の虐待が発生した時の、責任の帰属先が不明となり問題となる。⁽⁵⁵⁾ アグブレイブ刑務所での収監者の虐待がまさにそのケースとして問題となったことは記憶に新しいが、こうした契約社員による虐待／拷問はアメリカ行政部の期待とは裏腹に、他の収容所でも繰り返し起こりうる。例えば、FBIによれば、グアンタナモにおいて、こうした契約社員による抑留者の不適切な取り扱いが報告されている。⁽⁵⁶⁾

テロリスト容疑者と民間からの尋問遂行者の両者は、正規の軍人でないにもかかわらず、暴力を使用するためにすでに文民でもない。とすると、敵も味方もともに法的なグレーゾーンに入っており、戦時国際法に照らしてみると、一体誰が誰と戦っているのか、まったく不分明な状況が現出している。この点、シンガーは、軍事サービスが安価で質が高ければ民間への外部委託も正当化されるとしているが、法的保護の問題は完全に棚上げになったままである。

7. 小括—「政体権力のトランスフォーメーション」？

こうしてグローバル収監ネットワークが形成されてきたのであるが、これらをアメリカの圧倒的な力に帰することもできるかもしれない。しかしながら、そのようなあまりに単純な想定では細部におけるそれぞれの営みはすべて抜け落ちてしまうのではないだろうか。むしろ、アメリカ、同盟諸国、拷問請負諸国、テロ容疑者送り出し諸国、民間航空会社、民間軍事会社 (PMC) のそれぞれは、独自のポジションの中で戦略を張り巡らせていったのであり、その結果が、こうした (不均質な) ネットワークの現出であると解することもできるはずである。すなわち、いくぶん使い古されたことばかもしれないが、「コントロールの弁証法」⁽⁵⁷⁾ が作用していると考えられるだろう。あるいはこういってもいいかもしれない。すなわち、上記の事例にしたがえば、なぜ近年「統治性」という言葉の前に形容詞「グローバル」がつくかという

ことがわかるということである。確かに、(無限の) 拘留を遂行するのは国家であり、それが主体である以上、「グローバルな統治性」というものは存在しないともいえる。しかし、こうしたネットワーク(蜘蛛の巣)が網の目のようにはりめぐらされているのは、諸国家が連携して「一つの装置」を作り出しているからではないのか。

以上のように、アメリカ(及び同盟諸国)は、一方で行政権力がフレキシブルに稼動しやすいように立法権力はテロ対策関連法案を可決しつつ、他方で、テロ容疑者を拷問のために外部委託したり、グレーゾーンのグアタナモに移送したり、ときには各地の秘密のCIAの収容施設に送ったり、逆にテロ容疑者をこうした目的地に送り出しもする。しかも、こうしたオペレーションが自らの政体(自由民主主義体制)に反するがゆえに、公式にはそうした事実を否認しながら、司法権力も法のグレーゾーンの拡大を補完していく。

そして、こうした三権一体化した収監ネットワークを市場原理によって支えることを忘れない。このような「政体権力のトランスフォーメーション」のように見えるものの含意とは何か。こうした現実を目の当たりにすることで、これまでの解釈図式では捉えきれない何かについて思考しなければならないことは痛感できるとしても、単にそれだけでは、主権様式変容のロジックを理解するには不十分であろう。したがって、次節では上記のようなオペレーションがはらむ主権と法への含意とそれにまつわる議論の問題性について考察する。

II. 「無期限の拘留」はいかにして可能となったのか

－「剥き出しの生」、「統治性」、「テロのスペクタクル」

第I節では、まさに今、テロ対策として、アメリカとその同盟諸国、民間航空会社やPMCなどが展開する布置をみてきた。こうした世界の「テロ容疑者」を収容している施設で一体何が起きているのだろうか。人権侵害だろうか。確かにそうかもしれない。しかし、そうであればこのグローバルな収監状態は人権の回復を訴えることで解消されるはずだが、一向に解消の気配がない。とすると、この現実はより根の深い問題をはらんでいるのではないだろうか。この第II節では、グローバルに展開されている「無期限の収監・拘留」がなぜ起きているのかを考察する。それを説明する方法はいくつかあるだろうが、本稿では主権権力との関係でそれを分析しようとする議論の定義と問題点について政治・法・思想・地理学などの諸分野を横断しながら考察する中で、無限の拘留が可能となっている状況を考察していく。

1. 「法の宙吊り」ではなく、戦術としての法

その根の深い問題とは、何らかのきっかけで危険な存在として特定された人々が特定国家によっていとも容易く処刑されてしまいかねない世界内戦的状况が常に我々の生活と隣り合わせにあるという近年の思考様式の登場と関わっている。例えば、アメリカでの愛国者法に基づく国土安全保障省のテロ容疑者に対する方針を考えてみよう。究極的に、テロ容疑者を軍事委員会で裁く際には、自白が重要な証拠になることはもちろんのこと、伝聞証拠でさえ有効となる。そこには法治国家で保障されているはずの身体的自由や裁判を受ける権利などの個人の人權は存在しない。こうした状況を説明する一つのアプローチとして、ここではジョルジョ・アガンベン (Giorgio Agamben) の議論に注目したい。彼は、これまで頻りに議論されてきた「主権と人民」の問題を、「主権権力と剥き出しの生」という関係性の中で論じ直している。そこでは上記のような個人が「剥き出しの生」として、何の保護も与えられない存在として立ち現れてくる。

聖なる人間は、邪であると人民が判定した者のことである。その者を生け贄にすることは合法ではない。だが、このものを殺害するものが殺人罪に問われることはない。⁽⁵⁸⁾

つまり、本稿との関係でいえば、テロ容疑者として措定された「剥き出しの生」が仮に処刑されたとしてもそれは、主権権力から見れば聖なる人間 (ホモ・サケル) であり、生け贄であるため、主権権力を行使したものが殺人罪に問われることはないことになる。また、こうも述べる。

実のところ、明らかに、例外状態において行使される暴力は、法権利を保存するものでも法権利を単に措定するのでもなく、法権利を宙吊りにすることで保存し、法権利から自らを例外化することによって法権利を措定する。⁽⁵⁹⁾

アガンベンの理論は、第I節で扱ったような対テロ戦争の一環として行われている容疑者の収監・拷問を行うCIAや民間の請負業者、各国諜報機関らが処罰されないというケースと完全に符合する。確かに、こうした議論は、〈人民〉ではないと判断さ

れた存在（＝排除されることでこの世界に包摂される存在）が、人権保護の対象にさえならない結果、上記のような超法規的引渡しや拷問、虐待、死刑などの犠牲者となってしまうという事実の言い換えでもある。

そして、バディウ (Alain Badiou) を引き合いに出しながらアガンベンはさらに述べる。

包含はつねに所属を超過する（過剰点の定理）。例外はまさしく、これこれの体系が包含を所属と一致させることができないという不可能性、体系をなす各部分をすべて一つのものへと還元してしまふことができないという不可能性を表現している。⁽⁶⁰⁾

これによれば、包含は所属よりも広い概念になる。これを収監されるテロ容疑者たちと重ね合わせると、彼らはあくまで主権国家体系の中への包含対象であって、決して人権を保障される構成員としての所属対象にはならないことになる。

こうしたアガンベンの議論は、一見時代錯誤的ともいえる国家主権あるいは国王大権のようなものが、近年の対テロ戦争を一つ例にとってもわかるように、なぜ復権してきたのかを十分説得的に論じているようにも思える。しかしながら、アガンベンは、「緊急事態」(state of siege)や「戒厳令」(martial law)と「例外状態」(state of exception)はまったく異なることを強調し、前二者が現実を説明するのに不適切であるとして、こう論じている。

例外状態とは、(戦争法のような)ある種の特別な法ではない。むしろ、法秩序それ自体の宙吊りである限りにおいて、例外状態は法の境界または限界概念を特徴づけるのである。⁽⁶¹⁾

つまり、アガンベンは例外状態を「法の宙釣り」(suspension of law)、つまり、法そのものが停止している状態として位置づけて議論を展開しているのである。しかし、果たしてそうだろうか。仮に通常の法秩序が宙吊りになってしまったとしても、社会あるところ法もいたるところに存在するし、法解釈も行われている。たとえ主権権力が剥き出しの生との関係で立ち現れるとしても、先のグアンタナモでの例が示しているように、そこには依然としてある種の法手続きが存在することが見てとれる。以下、この「法の宙釣り」の後に現れる、「法的手続き」について論じていく。

まず、アメリカの国務長官コンドリーザ・ライス (Condoleezza Rice) の象徴的な発言を取り上げたい。2005年に彼女がベルリンを訪れ、EU内でのCIAの活動について説明を求められた際に、「アメリカ合衆国はこうしたテロリストを打倒するためにあらゆる法的兵器を使うつもりである」と発言している。⁽⁶²⁾ ライスにとって法は兵器なのである。既存の法に縛られないようにし、それを犯すために、新たな「法的なるもの」を作り上げて利用するのである。法がまったく存在しないどころか、アメリカ行政部というポジションにおいても法をどのように操作するのかというのは戦略として重要であることの証左であろう。⁽⁶³⁾ 他方、キューバもアメリカもともに管轄権が及ばないはずのグアタナモにおいてさえ、従来とは形を変えながらもある種の法手続きが展開されている。例えば、グアタナモでは2001年10月13日付けの大統領軍事情令⁽⁶⁴⁾に従って、いわゆる「敵戦闘員」の審理のための「軍事委員会」(military commissions)を設置している。その軍事委員会は、現役か退役した軍人のどちらかによって構成され、被告人は指定された軍事防衛審議会によって代理を務められなければならないが、自己負担で民間の弁護士を雇うことが許されている。また、通常の「軍法会議」(court martial)におけるルールはここでは適用されず、伝聞証拠も有効である。⁽⁶⁵⁾ 死刑の場合は委員会の満場一致であることが条件であることを除いて、それ以外は多数決で決定する。最終的な審査の判断は国務長官が大統領に委ねられる。⁽⁶⁶⁾

法は、国家が従うものでもなければ、国家の法的行為と非法的行為を区別するものでもなく、いまや国家の意思によって運用も停止もできる権力の道具として表明されている。⁽⁶⁷⁾

このような戦略的法(あるいは兵器としての法)が通常の審理と比べて、著しく人権を抑圧していることは論ずるまでもなく明らかであるとしても、通常とは異なる法的手続きであることには変わりがない。ここはさらにもう一步踏み込む必要があるだろう。なぜなら、こうしたオペレーションが無法地帯に位置づけられるわけでもなく、ましてや有法地帯にあるわけでもなく、通常の一般的な法理解に一撃を加えるような、「あたかもあるかのような」(無法ではない)超法規的領域⁽⁶⁸⁾に位置づけられるからである。⁽⁶⁹⁾ この点、ジュディス・バトラー (Judith Butler) の立場は微妙である。というのも、一方で法の道具性について言及しつつも、道具的法のことを「二次的司法シ

テム／準法的システム」と呼び、それを「無法な拘留の領域」と併置して、両者はほとんど取り替え可能な同義的なものとして論じているからである。⁽⁷⁰⁾しかし、繰り返すがそれが二次的な法であろうと、無法ではないのである。たとえ、法という空虚な記号をめぐる、可能性が低くとも異なる運用の仕方を求める何らかの足場があると認識することは、決定不可能性の中に救済可能性を見出し、恣意的な法解釈を問題の俎上に載せるという意味において、無法であると認識することとは雲泥の差ではないのか。

この点、司法の領域を見ると、一方でハムディ対ラムズフェルドの判決では、敵戦闘員にジュネーブ条約や米国内での法の適正手続の保障規定は適用されないと判示しているが、⁽⁷¹⁾他方で、ラスル対ブッシュの判決では、グアタナモ米海軍基地に対して連邦裁判所は管轄権をもち、そこに収監されている囚人も連邦裁判所へのアクセスを許され、人身保護令適用の嘆願を出すことが認められた。⁽⁷²⁾このようにしてグアタナモは、「法の宙吊り」が起こっているだけの単なる無法地帯ではなく、どのような形であれ戦略的に展開されつつ、しかもときに相互に抵触・衝突もするような、複数のルールや規則で満ちているのである。⁽⁷³⁾このことは「政治的なもの」が、法とは異なる、法を超えたところにあると論ずる立場とは緊張関係にあることを意味する。裏返せば、これは「政治的なもの」が、非法領域にしか存在しえないと示唆しようとする立場への挑戦である。つまり、「政治的なもの」と「法的なもの」は同一ではないが、確実に重なっており、その重複部分にこそ政治性が潜み、賭け金となっているのである。⁽⁷⁴⁾

2. 誰が「ホモ・サケル」か一階層性なき主権？

こうして、「法の宙吊り」ではなく、例外状態下であってもある種の法的手続きを通して、主権権力が人権保障の対象内の人間と対象外の人間を判断する（本稿との関連でいえば、例えば、テロ容疑者を収容所に無期限に収監すると判断するなど）としても、誰がそれに該当するのだろうか。またそのラベリングを正当化する根拠とは何であろうか。まず前者（対象となる主体）について。アガンベンはこの「例外状態の主権権力」と「ホモ・サケル」の二項対立の理論をまさに抽象的に引き出すことで一般理論であることをめざしているように見える。したがって、古代ローマやナチスドイツなどの具体的事例を引き合いに出しているとはいえ、そこから抽出される結論にしたがえば、「誰がホモ・サケルか」という問いに対しては、「すべての市民が、ある

特殊な、だが現実的きわまる意味で、潜在的にはホモ・サケル」⁽⁷⁵⁾ であるという答えが戻ってくるだろう。この応答の仕方は、ある意味で、上記で起こっているようなグローバルな収監や抑留が他人事ではないという意識を各人に持たせるよう促す可能性を持っている一方で、各国の機密組織や戦争請負会社らが、グローバルな統治の実現に、収容所に抑留されている人間や抑留されやすい人間とそうでない人間の間にある「差異性」を利用し、人間の生をおとしめている状況を見えなくしてしまう危険性がないだろうか。言い換えると、「主権権力」との関係に「剥き出しの生」を過度に引き付け、抽象化をはかってしまうと、「差別的ホモ・サケル化」という現実のオペレーションを不可視化してしまうおそれがあるということである。

確かに、CIAによって、米国域外で誘拐し、米国に超法規的に引渡すという行為などは、CIAをアメリカの主権の一種の発動形態とみなし、「主権とは、法権利が生を参照し、法権利自体を宙吊りにすることによって生を法権利に包含する場としての原初的な構造である」⁽⁷⁶⁾ というアガンベンの主張と重ねることもできるかもしれない。しかし、この場合ほとんどの事例において、テロ容疑者の捕獲には他国の主権が重なり合っていることを忘れてはならない。主権同士が衝突するのか、共犯関係にあるのか、服従関係なのか、片方の主権はもう片方の主権が自国の領域で活動していることを本当に知らないままなのか。つまり、主権同士の微妙な関係性の考察も必要となってくるのである。かりに共犯関係にあるとすれば、<帝国>の議論に接近してくるが、アガンベンは沈黙する。この点、

例外状態という「法的には空虚」な空間が・・・、その空間的かつ時間的な境界を打ち砕き、その境界の外に溢れ出して、いまやいたるところで通常の秩序と一致しようとしている。そこではこのようにして、あらゆるものが新たに可能になってしまうのだ。⁽⁷⁷⁾

と語っているが、ここでは例外状態が文字通り地理的に拡大（例えば、グローバルに拡大）していくことを意味しているのか否か不明である。もちろん、それがどの国のことなのかも不明である。むしろ、そうしたあとの具体的な適用はこの抽象理論を使ってやってくれといわんばかりである。いいかえれば、アガンベンは主権間の階層性について（したがって、「差別的ホモ・サケル化」という問題にも）、あえて触れずに、結果的に「主権権力と剥き出しの生」の抽象理論を構築したことになる。

3. なぜ「ホモ・サケル」と特定されるのか

次に、ホモ・サケルと指定する際の根拠や理由について見ていきたい。これも上記同様、アガンベンが抽象理論であることを目指しているがゆえに、個別具体的にその理論とのズレを検証していくという手法は取っていない。むしろ、数多くの収監行為に共通する国家主権権力の動機に言及することで、理由への回答としているように思われる。

まず、アガンベンは主権権力が例外状態を発動する理由を、法秩序回復の「必要性」という側面から説明することをキツパリと否定する。すなわち、法秩序における「法の欠缺」(law of lacuae)が存在する時に、秩序回復を目指すために、行政権力が発動するものが例外状態ではないとしているのである。

欠缺は、判決によって埋められなければならない制定法の中にある欠損と関連しているのではなく、むしろ、それは秩序の存在を保証するために有効な状態(in force)にある秩序の宙吊りと関連しているのである。…欠缺は法の内部に存在するのではなく、現実との関係、まさに例外状態の適用の可能性に関わっているのである。⁽⁷⁸⁾

つまり、彼が明らかにしたいのは、通常法秩序が存在していようがいまいが、究極のところ法秩序との関係で制限的に例外状態を考察するのではなく、むしろそれとは独立して自由に主権権力が例外状態を発動させることができるという点である。⁽⁷⁹⁾そして、核心ともいえる次のフレーズに直面する。

例外の究極の基礎というのは必要性ではなく、すべての法は共通に人民の幸福(well-being)のために規定されているという原理にある。この原理によってのみ、法は、その力と根拠をもつ。もしこの点で失敗するとすれば、法は拘束する力を失うだろう。⁽⁸⁰⁾

彼に従えば、例外状態発動の究極の根拠は、すなわち「人民の幸福のため」ということになってしまうのだろうか。われわれは「例外の発動」と「人民の幸福」の対応関係に目を向けざるを得なくなる。とすると、問題になってくるのはその正当性は人民

から果たして得られているのか否かという点である。しかし、これに関してアガンベンはさらに掘り下げた言及をしていない。

ここではむしろ、パトラーがやや異なる角度ではあるが、グアンタナモにある米軍施設を例に取りながら、例外状態発動の根拠を明確に論じている。すなわち、仮に容疑の確定のための説得的証拠が見つからない場合、アメリカは、かつて北アイルランド問題でアイルランドのカトリック教徒やプロテスタントの過激派のイギリス政府による拘留を許可した欧州人権裁判所の判決を引用している。そこでの条件とは、「必ずしも有罪を宣告されている必要はなく、危険だと考えられれば」⁽⁸¹⁾ 拘留は可能となるというものであった。つまり、法的な操作を通して例外状態（ここではテロ容疑者の無期限の拘留）を実現する際の、根拠あるいは理由というのは、「誰かを危険であると考えること」(the deeming of someone as dangerous) に求められる。⁽⁸²⁾ 拘留するためには、被拘留者を危険であると考えればよいことになる。たとえ潜在的に全員が「ホモ・サケル」に該当するとしても、結局、誰がそうなるかは、危険と考えられた者がそうなのであり、その根拠はそう考えられたからである。ある意味、半永久的な循環論法となり、コギトの厄介な主体とは、ここに至って主権権力と一致し、圧倒的な力を見せつけているかのようである。

4. 二項対立的思考様式と審美主義の問い直し

「ホモ・サケル」の議論は近年大きな衝撃を与えており、それに一定の意義を認めるべきであるとはいえ、上記のようにこの理論に過度に依拠してしまうと、①今日の複雑でグローバルな世界秩序の問題が「主権」と「剥き出しの生」の二分法的思考様式に縮減されてしまうという危険性、及び②認識を通じた認識のさらなる深化を引き起こしてしまう危険性という二重の陥穽をはらんでいることも事実である。つまり、①' 一方で、われわれは「現実が概念に屈服してしまう危険性[アカデミズムそのものが持つ特性としての「知的観念主義」(intellectual idealism)]」にはまり込まないようにしなければならない。⁽⁸³⁾ 言い換えると、複雑で新しい事象を目の当たりにして、自分のもつ意味の解釈図式に強引にすべての情報を投げ込んでしまうことで、現実を捉え損なわないようにしなければならないということである。自戒をも込めて。他方で、②' 理論のもつ認識を深化させる力の危険性を考慮すれば、社会学的に「世界認識のためにこの二分法的理解を強化するような再帰的モニタリングを展開することにかなる狙いがあるのか」と問うことができるかもしれない。⁽⁸⁴⁾ こうした二重の陥穽を生

み出すアガンベンの思考様式の立脚する足場とはいかなるものであろうか。それを理解するためには、もう一步深く、アガンベンのもつ存在論に踏み込まなければならない。

「審美」対「表象」

まず表象について考えてみよう。例えば、アブグレイブ刑務所で拷問を受けた人間の「剥き出しの生」は、我々のアプローチ次第で、性的虐待を受けている「剥き出しの性」にもなりうる。つまり、その人間の生の持つ脆さを契機として、生には様々な表象が必ず随伴する豊穰な他者であることを知覚する可能性が秘められているのである。⁽⁸⁵⁾「剥き出しの生」が問題になる地点においてこそ、我々は一人の人間に詰まっている「剥き出しの生」以外の複数の表象（例えば、宗教や人種、家族、出身地など）に焦点を合わせることができるといえるかが問われているのである。したがって、逆に、多様な表象がありうることを「剥き出しの生」という表象に縮減していること自体の問題性が問われてくることになる。

アガンベンは、「剥き出しの生」の一例をアウシュヴィッツに求めている。アウシュヴィッツの収容所における長期抑留の結果、栄養失調症となりミイラ人間、生けるしかばねとなった人間は、SS 隊員らによって「回教徒」(Musselmann)と呼ばれていた。「回教徒」について考察する中で、プリーモ・レーヴィ (Primo Levi) を引きながら、「人間は人間のあとも生き残ることのできる者である」として、⁽⁸⁶⁾かつて「回教徒」であったとされる者たちの証言を引いている。⁽⁸⁷⁾

しかし、こうした諸々の考察は、まさに彼がいうところの「剥き出しの生」と「主権権力」の関係性のみを想定してのものではないだろうか。デレク・グレゴリー (Derek Gregory) が正しくも指摘しているように、たとえアウシュヴィッツだけに限ったとしても、アガンベンの諸制度・人々の諸実践の複雑な網の目、すなわち、「ガス室や守衛、兵舎、監視塔、鉄道、警察官、集会、つまり、ドイツ第三帝国それ自体のすべての暴力装置」⁽⁸⁸⁾を「回教徒」(「剥き出しの生」)に還元していく中で、それらを捉え損ねてしまっているのである。

しかも、収容所に抑留されている人々は、各々ただでさえ複雑で豊穰なる潜在的表象を内に秘めているにもかかわらず、アガンベンにとっての力点はそこではないのだ。むしろその逆。そうしたもののすべてが取り払われたあとに残るゾーエ (zoe) にある

(ところで、抽象的なゾーエーなるものを記述の中で指定することで、現存させることなど可能なのか?)。

こうしてフーコーが示した生政治への接近をアガンベンは、「回教徒」を通して試みたのだが、果たしてこれはいかなる接近法なのだろうか。

グレゴリーも指摘しているように、バーンスタイン(J.M.Bernstein)に従えば、アガンベンのそれは「剥き出しの生」、すなわち「回教徒」を通じた「恐怖の審美化」でしかないことになる。

ガス室もアウシュヴィッツもなく、場所でも一連の諸実践もなく、複雑な歴史的軌道の極致もなく、ただ結果があるだけである。これに伴い、私たちはアガンベンの哲学のカメラが開いたり閉じたりするシャッター音を聞くことができる。パチッ。⁽⁸⁹⁾

こうして収容所に収監されている抑留者をめぐって、アガンベンとその批判者たちの間でその認識の仕方の違いに由来するある種の緊張関係が存在することがわかるだろう。つまり、先の例外状態と法の問題と相まって、(1)その現実の存在を忠実に描写していると捉え(したがって、「どのように」の問いへのコミット)、法とは関係なく現れた主権権力の前に、無力な「剥き出しの生」である「回教徒」を二分法的に指定・認識するのか、それとも(2)戦略としての法が張り巡らされているアリーナの構築を通して、<主権権力>が立ち現れるという描写そのものの「審美」性を牽制し、結果的に豊穡な表象を備えているはずの主体が力と法の操作によってそれらを縮減されていることを批判的に認識するのか、という傾向としての二つの認識様式の違いが見て取れるだろう。しかし、「いかなる表象も、対象の単なる反映・再現ではなく、対象を何らかのものとして構成する、それ自体一つの恣意的な実践なのだ」⁽⁹⁰⁾としたら、前者の把握の仕方には、豊穡な表象という問題系への関心の欠落をときに引き起こす危険性が潜んでいるのではないだろうか。

5. 正当性なき「統治性」は可能か

今日、このような行為に携わっているのは、主権権力たる国家、なかんずく行政権力である。次に、その行政権力を支える立法権力であり司法権力である。テロ容疑者の収監という問題系において、この主権権力の強力が顕れているのが、「無罪放免

が証明されたとしても、そのことが必ずしも拘留を終了させるわけではない」という米国国防省の見解であろう。

このアメリカの姿勢が、フーコーの以下のフレーズを思い出させる。すなわち、国家は統治するのであって、「国家なるものが統治されるなどということは決してない」⁽⁹¹⁾ ということである。そして、「統治の対象となるのはともかくも人々」⁽⁹²⁾ であると。そして、この統治対象の人々をフーコーは「人口」と呼んでいるが、こうした「人口」を効率的に管理することを指して、「統治」(governance) とは区別して「統治性」(Gouvernementalité / Governmentality) と呼んだ。私は国際関係の議論においても、論点によっては後者を掘り下げることでより深い洞察を引き出せると考えている。ただし、現代の国際関係論がこの枠組みに接近する際、当時のフーコーがたどった軌跡とは逆のルートをとっていることに注意を払う必要があると考えている。というのも、フーコーは、年代的には「統治性」の研究を行う以前に、監獄の研究を通して「主権権力」とは別の権力性として「規律訓練的権力」の問題を扱っていた。流れとしては、「規律社会」、そして「統治社会」という順序で。もちろん、フーコーはこうした区分を単線的に理解してはいけないことをはっきりと表明している。

主権社会の代わりに規律社会がでてきたとか、規律社会の代わりに統治社会というようなものが登場したというふうに物事を理解してはならない。ここにあるのはじつは主権・規律・統治的管理という三角形なのです。(傍点筆者)⁽⁹³⁾

この三つは歴史的に深いつながりがあるとフーコーはいう。とはいえ、上記のような時期による力点の違いがフーコー自身にあったことは事実であろう。他方、国際関係論では、レベル分析の存在論を受け入れ、多くは国際社会の秩序の問題を議論することが多かった。したがって、上記のフーコーのルートとは逆に、専ら「国際的統治」、よくて「国内的統治」との連関(お望みであれば両者の共振)の問題に議論が集中する。言い換えると、個人の振舞いや行動といったミクロな領域に効いてくる規律訓練の問題(例えば、教育と世界秩序・100円均一商品と世界秩序・国家IDカードといった身近な問題から敷衍する世界秩序)は、国内問題として括られ、国際関係の議論からは完全に抜け落ちていたのである。近年になって、やっと人々の「日常生活」が統治やひいては世界レベルでの統治と密接に関わっていることについての議論が登場してきたのである。⁽⁹⁴⁾ 確認しておくが、「主権・規律・統治的管理という三角形」の枠

組みを参照することは、別個に見えている人々の日常性と今日の世界秩序における多層的な統治の網の目との関連性を意識させてくれるのである。

そこで（国際関係論特有の問題として一層）重要なのが、「統治」と「統治性」との区分である。両者は重なるが、やはり異なる。なぜなら、当然後者は人々の規律訓練化されたミクロな行動や振舞いまでも射程に入れているからである。フーコーによる 1977-78 年のコレージュ・ド・フランスでの講義では、「統治性」とは、

人口を主要な標的とし、政治経済学を知の主要な形式とし、安全装置を本質的な技術的道具とするあの特有の（とはいえ非常に複雑な）権力の形式を行使することを可能にする諸制度・手続き・分析・考察・計算・戦術、これらからなる全体のことです。⁽⁹⁵⁾

もちろん、フーコーは国家による人口の操行 (conduit) について論じているのだが、同時に操作対象の「人の群れ」の振舞いをも「統治性」の枠組みには含んでいる。事実、フーコーに刺激を受けて様々な分野で統治性研究が展開されているのだが、バトラーであれば以下ようになる。

統治性とは広く理解すれば、身体や個々人の維持や管理、住民や人口の生産と調整、それに人々の生活を維持し制限している財の循環といったことに関わる権力様式…。⁽⁹⁶⁾

しかも、この「統治性」という言葉には、「魂を救済する」という 16 世紀キリスト教で始まったとされる「司牧」が含まれていることを忘れてはならない。つまり、良心を指導・操導し、群れに気配りを行うという「司牧」から引き出された権力（司牧的権力）が、「統治性」の端緒になっているのである。⁽⁹⁷⁾ とはいえ、司牧と統治は同じものではないことについても、フーコーは細心の注意を払いながら言及している。

主権者は主権に対する補足物を、司牧に対する差分・他性を要求されるのです。統治がそれにあたります。それは主権以上のもの（主権に対する補足物）であり、司牧とは別のものです。モデルを持たないこの何か、モデルを自分で探さなければならぬこの何か、これが統治術です。⁽⁹⁸⁾

ここに至って、統治者は常に「人の群れ／人口」の操導だけを、杓子定規的に行うだけでは統治が実現できないことが見えてくる。むしろ、国家は諸個人の救済を気にかける必要がなくなった、⁽⁹⁹⁾ という側面が浮上してくるともいえる。だからこそ、フーコーは「主権・規律・統治的管理」の三つの関係性について常に考えていた。よって、「統治性」とは、国家が人間の群れを操導したり、必要があればみずからを救済するために法を黙らせる、といったあらゆるテクノロジーが含まれている概念として理解できるのである。したがって、その一様式として「無際限な統治性」という形態もありえることになり、⁽¹⁰⁰⁾ 「統治性」という概念は、一方で司牧的要素の連続性を含意し、他方で、その不連続性をも含み込みながら、結果としての調整の巧みさを表現する広範な概念であることがわかる。

ここで上記のアメリカによる「対テロ戦争」での無期限の拘留という問題を通して、われわれは強圧的「主権」の再浮上を目撃しており、これがフーコーの「統治性」の説明を無効にしている、あるいはその議論を部分的にでも修正する必要があるのではないかと問うバトラーの「脆い生」(Precarious Life)での議論に向き合ってみたい。⁽¹⁰¹⁾

統治性が…重要な位置を獲得してきたというフーコーの見方は正しいかもしれないが、統治性の浮上がつねに主権の衰退と軌を一にしているわけではないことを考えるのは重要である。⁽¹⁰²⁾

バトラーが言うように、「統治性」の登場が必ずしも主権の低下をひきおこすわけではない。主権の再興隆は、「人口を標的とした統治性」の場においてのみ活動できることになる。つまり、今日の主権の活性化は、「統治性」様式の衰退ではない。もはや人口のケアや管理を抜きにして統治は実現できない以上、「統治性」様式が衰退するということは考えられない。そうした条件化で、その制約をうまく操縦しながらの「主権」の復活なのである。

したがって、正当性なき超法規的な「統治性」なる様式が存在するのか、という問いに対しては、条件がそろい、時期が一致した場合にのみ、「存在する」といえるだろう。とすると、今度はその条件がいったい何であるのかということ問うことになる。この点については、バトラーへの共感的批判という含みをもつことになるが、まずは、なぜ「無期限の拘留」をめぐってここまで国家の統治様式にこだわらなければならないのかをバトラーを通して確認しておきたい。

私たちが怒りに駆られたり理解できないことに直面したときに、見知らぬ他者が私たちの考える人間的共同体の外に出てしまったと私たちが考えるまさにそのとき、人権という普遍的な概念を努力して適用し続けることができるか否かによって、私たちの人間性そのものが試されるのだ。(103)

「人権という普遍的な概念を努力して適用し続けることができるか否か」を執拗に問うこと、これを行わなければならないことに異論はない。ところが、ある一点において、この目的に資するとは考え難い論理展開をしているように思える。というのも、一方でかつての絶対的な主権権力が復活したと断言したくなる誘惑をきっぱりと断ち切らなければならないことを確認しているにもかかわらず、⁽¹⁰⁴⁾ 他方で、バトラーは「法の宙吊り（停止）」と「法の操作」を並列にして、両者の違いについて掘り下げようとしていないからである。⁽¹⁰⁵⁾ この点において、先のアガンベンに対する問題とも相まってくるが、例外状態が現れているように見えて、実際は様々な法が張り巡らされているという意味において、「法の宙吊り（停止）」と法の操作とは異なる」のではないかと、バトラーは問われることになる。

国家が、なぜ法の操作にこだわるのだろうか。例外状態をつくり出せるのであれば、「ホモ・サケル」はいくらでも処刑できるはずだがそれを行わないのはなぜか。なぜなら、国家がまがりなりにも法の支配と民主主義を自称する中で、依然としてその行動を対人民において説明する責任を果たさなければならないからである。その責任を果たさなければ、その政策は人民に筋が通ったものとは認知されず、正当性を失い、当該政権はその是非を問われ、政権の変更を余儀なくされる。これが、単なる主権権力の法外さと、「統治性」という枠組みで条件付けられている主権権力との違いではないだろうか。対テロ戦争を遂行しようが、テロ容疑者を収監しようが、今日の国家は正当／正統性を確保するために、たとえそれがどのような形であれ、ある種の「法」に訴えなければならない。ひいてはそれが人口を統治することになるからである。

したがって、楽観的に事を構えることには十分に注意すべきだとしても、時代錯誤的に主権権力が再循環している⁽¹⁰⁶⁾ ことに対しては、単にそれを指摘するだけではなく、その主権権力に対して法の支配と民主的コントロールが効いてくるような「統治性」の方向へ再・再循環する可能性を模索しえることに注目すべきではないだろうか。言い換えると、収容所でのテロ容疑者の拘留を実行している政府への信任や支持率の

低下は、「時間の経過」という要素とともに振り子の揺れ戻しのごとく、主権権力の法外さを限定付けることにつながるのである。⁽¹⁰⁷⁾

バトラーは、説明責任を持たない特権的権力が機能する条件が何であるのかを問うているが、⁽¹⁰⁸⁾ その問題提起は、現在のアメリカの内政・外交の作法を考える上でも、決定的に重要なものである。

その回答はフォーコーを通して、超法規的領域の登場は「主権の善」と切り離された時点においてである、として関連する考察を行っているが、果たして回答はそれで十分だったのだろうか。むしろ、考えるべきは、「なぜ、どのようにして「主権の善」が切り離されたのか」ではないだろうか。

以下では、この問いに対して、十分な正当性を獲得することなしに、一時的ではあっても強圧的主権が回復してしまった理由を探し当てるために、極めて重要であると私が考えている「恐怖・麻痺・テロのスペクタクル」という一連の問題系に注目する。

6. 恐怖・麻痺・テロのスペクタクル

2001年9月11日以降、実質上、例外状態が顕在化したように見えるアメリカの登場に対して、上記で見てきたようにアガンベンとバトラーはともにフォーコーの「生政治」概念を糸口にして、前者は「主権権力と剥き出しの生」の枠組みで捉えようとし、後者は「無制限な統治性」という枠組みで説明しようとした。しかし、両者ともあまりにも「主権権力の復活」という問題に引きずられすぎ、それを中心にして、あるいはそれをめぐっての問題指定となってしまう。これは言い換えれば、「主権権力」という一者への過剰な注目にもつながり、結果的に「強圧的国家主権の再来」の理由を、国家の意志にのみ帰属させてしまうことを意味する。しかし、そうってしまった理由は果たしてそれだけなのであろうか。唯一、国家の意志こそが、テロ容疑者の無期限の拘留を生み出した本質的な理由であると断言してこの問題を終わらせるべきなのだろうか。

私は、例外状態の様相を呈する国家（アメリカとその協力国）と企業の複合体が生まれた理由を、別の側面からも見つけだす必要があると考えている。ここでの別の側面とは、アガンベンもバトラーも語らない部分である「メディアによる事件の過剰表象」という問題系である。かりに2001年の9.11以降、日々反復されるメディアでのテロの過剰表象が恐怖を増長し、それが人々の慎重な思考を麻痺させ、結果的に国家

による極度の人権侵害につながってしまったとしたらどうであろうか。つまり、国土 (Homeland) の危機という概念が、メディアによる「衝撃と畏れ」(shock and awe) の助長の中で、いたるところで自己充足的預言 (Self-fulfilling prophecy) として立ち現れ、それが短期間での社会の全体主義化を促したと考えられるとしたらどうであろうか。この点、メディアによって受け手の思考様式を規格化していくという問題系は、かつてギィ・ドゥボールが「スペクタクルの社会」⁽¹⁰⁹⁾ において、資本主義に関して生産ではなく消費との関係で展開されたものである。その意味で、本稿で扱う思考の麻痺・自己充足的預言の問題系解明の鍵を、単なるスペクタクルではなく、「テロのスペクタクル」という定式化に求めることができるのではないかと考える。以下で検討する。

バトラーがいうように正当性なき超法規的な「統治性」はありえるのだが、それが立ち現れる地点とは、まさにヘンリー・A・ジルー (Henry A. Giroux) が指摘しているような「テロのスペクタクル」が社会に充満した時ではないのか。⁽¹¹⁰⁾ すなわち、

真実は、単に言語を通して偽って伝えられるだけではない。残忍化した恐怖の政治と誇張されたテロリストの脅威という様式に、視覚が縛られてしまうような、新しい種類のスペクタクルを伝えることによって、真実は、実体の意味を空虚にするようなイメージに基づいたメディアと視覚化された文化を通して媒介される。⁽¹¹¹⁾

ジルーによれば 9.11 以来、アメリカで実際に起こってきたことに基づいて、日々のメディアが軍事主義の拡張を促しており、それはかつてのドゥボールが語った消費文化としての「スペクタクルの社会」とは異なるという。⁽¹¹²⁾ 消費文化のスペクタクルとは別であるというよりもむしろ、その上に覆いかぶさるようにして、「テロのスペクタクル」は現れているのではないだろうか。「文化」とは、人々が日常生活に意味を与え、生きられた経験が表象される場であるとするのならば、それが恐怖によって塗り固められたとしたらどうなるだろうか。すでに発展してきたメディア文化の上に生きる人々は、携帯電話・ラジオ・テレビ・インターネットなどの様々な媒体を経由して情報を得ている、というよりも、情報を送り込まれている。それをいわばスペクタクルの社会と表現しうるのである。言い換えれば、日常生活において自由に議論を交わせる公共圏など見出すことが難しく、その上で、多くの時間の一瞬一瞬、個人個人の頭脳の奥深くに「テロのスペクタクル」と「死のスペクタクル」にまつわるメッセー

ジが入り込んでいるということである。その意味で、今日「公共圏」はもはや「公共画面」(public screen)へと転換してしまったのではないかと考えたい衝動に駆られる。⁽¹¹³⁾ もちろん、この「公共画面」は「安心は購入するもの」というネオリベリズムとセキュリティの親和関係にも共鳴しながら、不気味な社会編成様式を担う重要なツールになってきている。メディアでは「コマーシャル」と「テロのニュース」が入れ替わり立ち替わり現れては消えていき、それが人々の脳裏に刻印されていくという現実。ヴィリリオはこれを「条件反射のサイバー・メンタリティ」による「感情の同期化」(SYNCHRONIZATION of emotions)と呼ぶ。⁽¹¹⁴⁾ 彼はこれがさらに「行動の規格化」を完成させると警鐘をならしているが、同じことは「テロのスペクタクル」、ひいてはGWOTによる「無期限の拘留」を白紙委任してしまう思考停止・麻痺の問題にそのまま当てはまるといわざるをえない。このメディアによる「感情の同期化」は、人々の行動をコード化するという意味では、「主体化」の原理よりも強度にして大きく、また記憶という面で考えると、「同期化」と「主体化」とは真逆の関係になる。つまり、「テロのスペクタクル」の中にある視聴者はその先を見ることを期待し、同時に過去を忘却するからである。⁽¹¹⁵⁾ 言い換えると、社会構築主義(Social Constructivism)の立場でいえば、「主体化」が過去の記憶がベースとなって行為様式は構築されるのに対して、「感情の同期化」が社会のモードを形成すると考える場合、記憶は必要ないからである、というよりも記憶はあっては困るのである。こういってよければこれは感情の動員による「記憶なき社会構築」である。それを「テロのスペクタクル」は成し遂げようというのである。とすると、こうしてメディアへの動員をかけられた市民は、スクリーンから逃げ隠れしない「テレビ市民」(あるいはテレビの前にすわる戦争機械)へと変身し、デモクラシーは「遊戯デモクラシー」へと変換される。こうした同期化によるアレンジメントを「グローバル・テロリズム時代の総力戦」と呼ぶことにしよう。したがって、<主権権力>の再活性化と見えるものは、その実、一者による専断的決定に拠っているというよりも、「感情の同期化」が生み出すエネルギーによる側面がいかに大きいかを忘れてはならない。

7. 小括—「表象の縮減」と「表象の氾濫」の間での三重の「公共圏」の危機

第Ⅱ節では、一向に解消する気配を見せていない「テロ容疑者の収監と無限の抑留」が、なぜ生じているのかについて考察してきた。この問題は、人権侵害という問題をはるかに飛び越えているがゆえに(それでも人権に訴える意外に道はないのだが)、

我々にその理由を考察させるよう強いているように思われる。

この考察に際して、まずアガンベンの「ホモ・サケル」の議論を参照し、圧倒的な力のもとに主権権力にとって危険だと考えられた者は、そう考えられたこと自体が理由となって、一種の循環論法的に無限の拘留が認められることを見てきた。⁽¹¹⁶⁾ といえ、実際の「収監と無期限の拘留」は、法とは関係のない例外状態の帰結ではなく、法的な装置を戦略的に使用した結果であると論じた。それにより主権権力は無限の絶対的な存在ではなく、正当性を取りつけなければならない（例えば、法への参照は行うという事実や選挙を意識した対人民への配慮）という条件下でのみ活動ができるという議論に上記の主権権力の問題を接合させた。これはバトラーにいわせれば「無制限の統治性」ということになるのだが、その強圧的なオペレーションは無限に続くわけではなく、時期的に強度が増したり、弱化したりすることにも触れた。そして、その強度が増す理由を、主権権力の意思決定に求めるアガンベンやバトラーに接近するというよりも（もちろんそれを否定するつもりはない）、「テロのスペクタクル」によって、「公共圏」は消滅し、「公共画面」が恐怖で満たされた人々の感情が同期化したことの方に求めた。

このように9.11以降の「対テロ戦争」の流れを理解すると、現在の状況は「テロ容疑者（収監されていない潜在的容疑者も含む）」とそれ以外の「人口（あるいは被治者）」をめぐって、三重の意味で「公共圏」が危機に瀕していることが見えてくる。第一に、「テロ容疑者」は、いったんそのように指定されてしまうと、その生に付随する多様な「表象が縮減」されてしまうという問題である。このような「差別的ホモ・サケル化」が継続していくと、そのカテゴリーに包摂されていく生とそうでない生はいかにして出会うことができるのであろうか。第二に、メディアを通じた恐怖のばらまきの結果、バイアスのかかった、歪んだ「表象の氾濫」が起こり、「公共画面」に触れた人々にはそれらが刻印されていくという問題である。こうした状況下で、相手が誰か（who）ではなく、何（what）であるかに触れるための「公共圏」（アーレント）は明らかに危機に瀕しており、それはどのようにして回復が可能なのだろうか。第三に、上記二つの危機の結果、「テロ容疑者」と「それ以外の被治者」がそれぞれ疎外されているだけでなく、両者が出会えるはずの「公共圏」が消滅してしまっており、それが深刻な分断をさらに引き起こしているという問題である。

こうした絶望的にも思える三重の「公共圏」の危機を回復するためにわれわれはいったい何ができるのだろうか。あらゆる人々を話し合いのアーリーナに迎え入れるという

「ラディカル・デモクラシー」から「公共圏」の回復を考察することも喫緊の課題ではあるが、本報告では、それとは別のルートから「公共圏」回復の可能性を模索してみたい。別のルートとは、9.11以降のテロと対テロの二項対立の中で生じたスキャンダルである「アブグレイブ刑務所において発生した拷問の写真が世界中に流出したという事実」がもつポテンシャルについてである。⁽¹¹⁷⁾

Ⅲ. 「グローバルな流動性」としての情報の流出

1. 「グローバルな流動性」の抽出

まず、情報が流出する問題を考える前に、我々の生きる現代のグローバリゼーションが可能になっている条件から簡単に述べておきたい。かつてマニュエル・カステル(Manuel Castells)は、具体的な場所とは異なる「流れ」(flow)が空間を形成していることを強調したが、⁽¹¹⁸⁾それを敷衍すれば今日の社会は「フローの空間」(space of flow)と「領域性の空間」(space of territory)が交差したところに浮かび上がっていると考えることができる。⁽¹¹⁹⁾もちろん、グローバル化も両者の複雑な相互作用の帰結なのであるが、特に前者は、モノ・カネ・ヒト・情報・記号などの様々な流れが継続することで具現化しているといえる。このフローの研究に対して、政治学や国際関係といった分野全体はあまりにも無関心であったといえるだろう。⁽¹²⁰⁾今日においても状況はそれほど変わっていない。フロー研究の充実化は喫緊の課題になると確信しているが、本稿の情報の流出の問題との関係でいえば、このフローが現前するためにはそれをさらに二つに区分する必要があると考える。すなわち、一つが、「グローバル・ネットワーク」(Global Network)であり、もう一つが、「グローバルな流動性」(Global Fluid)である。⁽¹²¹⁾前者は、フローを可能にするインフラであったり、制度化されたフロー(貿易や産业内取引など)、さらにはグローバルに統合されたサービス様式の展開(マクドナルドのグローバルに規格化された接客様式)なども含むと考えられる。⁽¹²²⁾後者は、フローであるという意味で、前者と同じではあるが、ときに突発的に生じる流れのようなものとして理解できる。通貨の急激な変動や冷戦を終焉させたといわれる東ドイツからハンガリー経由で越境し、最終的にベルリンの壁を崩壊させることとなった大規模な移動する人々などが具体例として挙げられるだろう。この両者(ネットワークと流動性)を、(たとえそれが分析のための便宜上のものであっても)区別することは重要であると考え。なぜなら、人々が短期的に集約させた生のエネルギーが、ある種の歴史を作り出してきたと考えることができるのであれば、その人々の生のエネルギー

ギーは、決してグローバリゼーションとは同じではないし、グローバル・ネットワークとも同義ではないからである。したがって、グローバリゼーション研究は、これまで「ネットワーク」と「流動性」の違いを意識せず、特に後者の研究に光を当てて深く掘り下げてこなかったのではないかと、とのジョン・アーリ (John Urry) の指摘は正鵠を得ている。⁽¹²³⁾ その意味で、情報の流出という問題を考える際に、どのような情報があるか、どこから、どこへ、どの程度の強度を伴って生じるのかを考えるためには、「フローの空間」の問題系の中でもネットワークとは異なる、「流動性」、しかも、「グローバルな流動性」という側面に焦点を絞ることが必須となってくる。

2. 写真—スキャンダルの流出

秘密と漏洩、秘密と冒瀆など、項が二つしかない二進法機械にしたがって秘密と暴露を対立させているかぎり、隠す理由 (恥ずべきもの、宝物、神々しいものなど) を列挙してもほとんど意味をなさない。なぜなら、まず内容としての秘密は、やはり秘密にほかならない秘密の知覚に向けて乗り越えられていくからである。⁽¹²⁴⁾

上記を受けた形で、ここでは「グローバルな流動性」に注目するが、「移動するもの」という括りで考えれば、その形態には様々なものがあるだろう。ただ、本稿で扱っている収監と拷問との関係でいえば、アブグレイブやグアantanamoで展開された戦慄の行為が写真という形で流出したという事実が、「グローバルな流動性」の中の一事例であるスキャンダルの流出として把握可能になる。この点、アーリは複雑系理論に依拠しながら、4つの条件が組み合わさったときに、流動するスキャンダルが大きな力を持ちながら立ち現れるとしている。すなわち、(1)ある社会で規範と考えられているものの侵犯、(2)信頼の崩壊、(3)暴露の力 (the power of exposure)、(4)可視化されること、の4点である。⁽¹²⁵⁾

この種のスキャンダルの光速での伝播は、ある意味でこれまでの歴史上考えられなかったことであり、しかもその伝播のスピードは日に日に上がってきた。国家による反乱分子の拷問という構図は歴史上も数多くあったが、一連のグローバルな対テロ収容所が以前と異なる一点は、内部の写真が流出したという点であろう。われわれはこうした内部告発からくるスキャンダルが、瞬時に世界中に流布し、受け手の認識に劇的な影響を与えるその潜在的な力を過小評価すべきではないだろう。つまり、第1節

で論じてきた「グローバル収監ネットワーク」の中であって、こうした人々を虐待・拷問してきたという事実が、写真や映像として断続的にはあるが、「常に」世界中に漏れ出しているということに注意を払うことが、第II節で指摘した「公共圏」の危機を打開する鍵になるのかもしれないということである。そこでまず、なぜこのような写真が氾濫するようになったのかをドナルド・ラムズフェルド (Donald Rumsfeld) とスーザン・ソントグ (Susan Sontag) の発言から考察することにしたい。

我々は情報時代の戦時下にあっても、平時の制限や法的要求とともに活動している。そこでは、人々はデジタルカメラと一緒に走り回り、これらの信じられないような写真を撮り、そして、驚くべきことに、彼らは法に背きながら、それらの写真がペンタゴンにさえ届いてさえいないときに、メディアに渡すのですよ。⁽¹²⁶⁾
そして、

かつて戦争写真の撮影は写真ジャーナリストの領分だったのが、いまでは兵士すべてがみずから写真を撮るようになった——自分たちの戦争、快楽、写真効果のあるものと、そして自分たちの残虐な行為を記録する。そして、仲間うちで写真を交換し、世界中に e-mail で送る。⁽¹²⁷⁾

二人ともが熟知していることは、まず「供給側の問題」として、現場でデジタルカメラを手にしている人間が、その惨状を「撮りたい」という欲望と「他人に見せたい」という欲望に突き動かされているという点である。その意味で、「政府が写真家を意のままに動かすならば、戦争写真は多くの戦争詩同様に、兵士の犠牲に対する支持を喚起するであろう」⁽¹²⁸⁾ が、厳密に言えばそれはもはや不可能なのである。そしてメディアという「媒体側の問題」として、今日こうした情報は瞬時にして世界中を駆け巡る。なぜなら、メディアが備えるテクノロジー上の特質に加えて、表現の自由を駆使して民主主義を活性化する使命に燃えて、メディア各社が報道を競合させている構図が存在するからである。しかも、これと並行して独立系メディアが情報提供に果たす役割も小さくない。そして、最後に「受け取り側の問題」として、こうしたメディアのスペクタクルに人々の日常生活が埋め込まれているという点と、聴衆の「見たい」、さらには「転送したい」、「ウェブにアップしたい」という欲望が湧いてくるという側面があげられるだろう。仮にソントグが指摘するようなことが正しいとすれば、「ぞっとするようなものを見たいという欲求」⁽¹²⁹⁾ の存在を否定することはできないことに

なる。こうして送り手と受け手の欲望は、まさに「露出症」と「視視症」⁽¹³⁰⁾ という形をとりながら何らかの媒体を通してシンクロする。したがって、本稿との関係でいえば、拷問をめぐる、上記アーリが挙げた4つの条件（すなわち「規範の侵犯」、「信頼の崩壊」、「暴露」、「暴露の可視化」）が備わり、かつメディア間の競合性と欲望が付与されると、起こりうることは、「暴露の反復」である。それによって、スキャンダルが、電波やネットを通じて、突発的に何度も何度も我々へ送り届けられることになる。アラブ系メディアのトップである「アルジャジーラ」やヒズボラ系メディアといわれる「アル＝マナール」、それ以外の独立系メディアの情報も時には瞬時にBBCやCNNなどを駆け巡るのである。その意味で、国家は人々の対テロ戦争への動員を強化すると同時に限界も常に内在させることになる。⁽¹³¹⁾ したがって、「感情の同期化」による「テロのスペクタクル」は、スキャンダルというまったく別の位相から立ち現れる「意図せざる感情の同期化」によって攪乱されることになる。

フーコーにとっては、社会的領野はいくつもの戦術によって貫かれたものでしたが、私たちの観点からすると、社会的領野は、あちこちで水漏れを起こしているのです。⁽¹³²⁾

まるでフーコーとの違いをドゥルーズが上記のように語っていることが、こと収容施設と虐待に関する情報流布についても、不気味に符合するように思える。つまり、テロの問題にドゥルーズの上記発言をひきつけ、しかもそれを先のバトラーの統治性の問題とつなげると以下のようなことが指摘できる。すなわち、テロの恐怖に恐怖する主権権力が統治を完遂しようと強圧的になればなるほど、それに付随して生じるスキャンダルという名の情報の流出（水漏れ）が生じる可能性も高まり、いったん漏れ出すと正当性を取りつけなければならない主権権力はそれまでの一連の強圧的なやり口を放棄しなければならなくなるということを示唆しているのである。再度確認しておくべきは、スキャンダルというものには既存の布置を転換するだけのポテンシャルがあるという点である。

もちろん、写真に対して、過度の期待をもつべきではないだろう。というのも、それらは容易に捏造もされうるし、また写真とともに付記される標題（キャプション）によっても受け取り手の感覚は大きく影響を受けるからである。つまり、こうした一連の情報の「意味」は一義的に確定するわけではなく、その意味をめぐるの

ヘゲモニー争いが依然として残る。しかも、先の「反復する暴露」は、人々の「慣れ」をも生み出してしまふかもしれない。その事実や状況に対する人々の適応や順応 (adaptation) という問題である。⁽¹³³⁾



写真 2 / The Economist 表紙 (May 6th, 2004)

あるいは、「あのような悲惨な所に生まれなくてよかった」といった反応後のステレオタイプの生成という問題ももちろんここには常に潜んでいる。⁽¹³⁴⁾そのことがスペクタクルの社会をさらに加速させることはいうまでもない。

とはいえ、写真の激烈さ、写真の持つ強度はそうした問題を時に突き抜けることがあるのではないだろうか。ベンヤミンもかつて、写真の標題をつけるべきであると指摘しているのは、「映像が与えるショックは見る人の連想メカニズムを停止させる」ゆえであった。⁽¹³⁵⁾同様に、ロラン・バルトも写真とは私を突き刺すもの (プンクトゥム) として位置づけ、写真は其の忠実さやメッセージの強烈さ

ゆえに、過去に事物がそこにあったことを決して否定できず、そのことが確実性を生み出し、解釈を停止させることを論じている。⁽¹³⁶⁾

この激烈さへの怒り、及び覗きたいという欲望、さらにはそれから目をそらしたいという気持ちまでも含めて、言説をはるかに超えて、そうした感情を引き起こす「写真なるもの」が与える力を我々は無視するわけにはいかないのではないだろうか。その力は、アメリカの国防長官を取り替えるまでに至り、ときに政権全体にも激震を走らせる。「テロのスペクタクル」が蔓延する社会の中での一筋の光明があるとすれば、単に倫理性をぶるだけでは決して到達することのない世界秩序を激震させる欲望の力にこそ見出せるのではないだろうか。倫理と欲望が交差するその瞬間にこそ、我々は活路を見出していかなくてはならない。そして、忘れずに付記しておきたいのは、世界秩序を生み出すものは、なにも物質的世界、観念、制度の組み合わせだけではないということである。⁽¹³⁷⁾ ときに写真は、強度の心的備給を用意しうる。⁽¹³⁸⁾ いやむ

しる写真の持つ潜在的な力は、物質世界・観念・制度といったものが世界秩序を規定する力をはるかに凌駕しうるのである。この写真が引き金となって作動する人々の情念は、ドゥルーズが「装置」(dispositif)なるものを考察する際に言及し、「歴史の持ち分」とは区別した、「アクチュアルな持ち分」の中に位置づけることができるだろう。⁽¹³⁹⁾ 本稿で扱っているような、グローバルなテロリズムなるものを前に、無限の主権権力が立ち現れているように見える危機の時代は、「文字どおり、危険(danger)と機会(opportunity)とが一緒にやってきた歴史的時点」⁽¹⁴⁰⁾と捉えられるのであり、そこにおいてこそ新たな次元・新たな線を発見できるのではないだろうか。⁽¹⁴¹⁾

ただ、こうした力がいつ溢れ出してくるのか、我々はまったく予期できない。いや、予期してしまった時点でそれはもはや、生のエネルギーとしての「流動性」ではなくなってしまうだろう。したがって、こうした力を評価すると同時に、それに対してただ楽観的に依存することもできないということも忘れるべきではないだろう。その意味で、ソントグが以下のように指摘する「課題」を妥協なく追求することが、われわれ自身に課された日常生活における挑戦であり、それがひいては危機に瀕する公共圏の回復の契機になると考えられる。というよりも、最後はそう信じるかどうか、その一点にかかっている。

戦争や殺人の政治学に取り巻かれている人々に同情するかわりに、彼らの苦しみが存在するその同じ地図の上にわれわれの特権が存在し、或る人々の富が他の人々の貧困を意味しているように、われわれの特権が彼らの苦しみに連関しているのかもしれない——われわれが想像したくないような仕方で——という洞察こそが課題であり、心をかき乱す苦痛の映像はそのための導火線にすぎない。⁽¹⁴²⁾

おわりに—「グローバル公共圏」に期待することは可能か—

こうして本稿では、第Ⅰ節ではグローバル収監ネットワークの形成、第Ⅱ節では無期限の拘留が継続する理由についての考察、第Ⅲ節ではこうした状況を打開する一つのルートとしてのスキャンダル写真の持つ潜在的力への考察をつなげてきた。

上記をうけて、「グローバル公共圏」なるものとの関係性に触れて稿を閉じたい。一連の対テロ戦争の問題系において、各アクター間の関係性を端的にいうとすれば、それは「非対称的な権力関係」である。そうした状況下で、対等に他者と対峙し、コミュニケーションをはかれるような「グローバル公共圏」なるものは存在しない。む

しろ、「剥き出しの生」を呑み込むようなグローバルなアリーナとしてのネットワークが広がっているにすぎない。その意味で、現状では「グローバル公共圏」という枠組みには極めて悲観的な展望しか抱けない。仮に、「グローバル公共圏」が存在すると主張する立場を堅持する者がいるとすれば、彼らには「テロ容疑者の無期限の拘留」問題の解決を、「グローバル公共圏」を通じてはかって頂かなくてはならない。いや、そうした公共圏があるのなら、このような問題はそもそも存在しないはずである。百歩譲って、そうした公共圏に期待すべきであるという立場を受け入れるとするならば、第 III 節で扱ったような人間の「欲望」を經由して立ち現れる「グローバルな流動性」の網の目が、こうした公共圏回復の糸口になるかもしれないという一縷の望みを確認することから始めることになるだろう。

注

- (1) Denis Cosgrove, “Contested Global Visions: One-world, Whole-Earth, and the Apollo Space Photographs,” *Annals of the Association of American Geographer*, Vol.84, No.2, 1994, pp.270-294, p.271.
- (2) 1972 年 12 月 7 日にアポロ 17 号の乗組員によって撮影された写真で、「青い円盤」(The Blue Marble) と呼ばれている。正式名称は AS17-148-22727 で、地球全体を映し出しているものとしては最も美しく、人類史上最も世に広く分布した写真であるといわれている。
- (3) Denis Cosgrove, *op.cit.*, p.290.
- (4) ここで付言しておきたいのが、ミシェル・フーコー (Michel Foucault) が論じた「統治性」(*Gouvernementalité / Governmentality*) は、当時、明らかに一国を想定して論じられていたため、フーコーの文献に忠実に従えば、「グローバルな統治性」という概念は出てこない、という批判への付言である。しかも、「グローバルな統治性」の議論を展開することで、一国を射程に据えて捉えられる現実が抜け落ちる危険性さえある。しかしながら、著者の立場とは「ガバナンス」(*governance*) が多層的に展開している今日、スケールを国家にのみ固執することは、国家本質主義に陥る危険性があるため、国家だけに固執するのではなく、場合によっては、スケールごとに、あるいはスケール横断的に統治性の問題を語るべきであるという立場である。したがって、「グローバルな統治性」という時、それは現代におけるスケールの複数ある「統治性」の「グローバル」という領域を契機としてみるのできる一様式を表しているに過ぎず、本稿はその一事例の検証の試みである。第 II 節参照。
- (5) Amnesty International, “UNITED STATES OF AMERICA, Guantánamo and beyond: The continuing pursuit of unchecked executive power,” available at <http://web.amnesty.org/library/index/engamr510632005>

- (6) その存在は、ワシントンポストによる報道がきっかけで明らかになった。CIA が保有する施設は「ブラック・サイト」と呼ばれている。
- “CIA Holds Terror Suspects in Secret Prisons,” *Washington Post*, Nov 2, 2005.
- (7) “Amnesty International Report 2005,” Speech by Irene Khan at Foreign Press Association, May 25, 2005.
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGPOL100142005>
- (8) Cf. Michael Hardt and Antonio Negri, *Empire*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2000. (水嶋一憲他訳『<帝国>』、以文社、2003年)
- (9) Michel Foucault, *Discipline and Punish: The Birth of the Prison*, translated by Alan Sheridan, London: Allen Lane, 1977, p.297. (ミシェル・フーコー『監獄の誕生—監視と処罰—』、新潮社、1977年、297頁) フーコーは、著書の中で監獄を規律訓練上の機構としても捉えようとしていたのに対して、本稿で扱われているグローバルに展開されている収容所はそうした更正を企図したものではないため、フーコーがいうところの「監禁群島」とは異なるようにもみえる。ところが、その収容所は公共空間からは隠され、その存在はたとえ抽象的にであったとしても、日々の情報流布の中でみなが知るところとなっていることを考えると、収容されていない人々の日常の振舞いの裏側に位置する施設として逸脱者を収容するという意味において、世界の監獄群島化の問題系とフーコーの提起した枠組みが、ある意味で重なり合いつつあることは否定できない。
- (10) 例えば、アメリカの場合は以下を参照。Anonymous, *Imperial hubris: why the West is losing the war on terror*, Washington, D.C.: Brassey's, 2004.
- (11) presidential decision directive PDD 39, June 21, 1995. <http://www.fas.org/irp/offdocs/pdd39.htm>
- (12) Jane Mayer, “Outsourcing Torture: The secret history of America’s “extraordinary rendition” program,” *The New Yorker*, February 14, 2005. http://www.newyorker.com/archive/2005/02/14/050214fa_fact6
- (13) 正式名称は以下のとおり。「Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment」。なお、米国をはじめとする各国の署名・批准状況は以下を参照。
<http://www.ohchr.org/english/countries/ratification/9.htm>
- (14) Jane Mayer, op.cit., 2005.
- (15) 1998年2月、Egyptian Islamic Jihadの指導者のザワヒリ (Ayman al-Zawahiri) が、アルカイダとの連携を決定した。Cf. Khalil Gebara, “The End of Egyptian Islamic Jihad?,” *Terrorism Monitor*, Vol. 3, Issue 3, February 10, 2005.
- (16) 詳細は以下を参照。Andrew Higgins and Christopher Cooper, “Cloak and Dagger: A CIA-Backed Team Used Brutal Means To Crack Terror Cell,” *Wall Street Journal*, Nov 20, 2001, p. A.1.
- (17) 以下の米国の国務省のサイトを参照。 http://www.state.gov/www/regions/africa/kenya_tanzania.html
- (18) 詳細は以下を参照。Maher Arar: Chronology of Events: September 26, 2002 to October 5, 2003.
http://www.amnesty.ca/canada/Arar_Chronology.php
- (19) Peter Finn, “Al Qaeda Recruiter Reportedly Tortured,” *Washington Post*, 31 January 2003.
- (20) 詳細は以下を参照。Amnesty International, op.cit., pp.16-20.

- (21) グアタナモの収容所は3つ (Camp Delta[Camp Echo を含む], Camp Iguana, Camp X-Ray[2002年4月29日に閉鎖]) から構成されている。
- (22) Amy Kaplan, “Where Is Guantánamo?,” *American Quarterly*, Vol.57, No.3, Sep 2005, pp.831-858, esp.836.
 なお、グアタナモ収容所は、9.11以前は、1991年のハイチ・クーデター時に政治難民がアメリカに入国希望を申請した際、帰還させることもできないが、アメリカへの入国も妨げた結果、衛生が悪化する中でも難民を滞留させた場所でもあった。
- (23) Ibid., p.834.
- (24) 詳細は以下を参照。Amnesty International, *Partners in crime: Europe’s role in US renditions*, June 14, 2006, pp.1-46, pp.10-15.
- (25) Dick Marty(Rapporteur), *Alleged secret detentions and unlawful inter-state transfers of detainees involving Council of Europe member states*, at Council of Europe Parliamentary Assembly on 12 June 2006, p.38.
- (26) 詳細は以下を参照。Ibid., pp.42-45.
- (27) Cf. Dana Priest, Al Qaeda-Iraq Link Recanted, *Washington Post*, August 1, 2004.
<http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/articles/A30909-2004Jul31.html>
- (28) Dana Priest, “CIA Holds Terror Suspects in Secret Prisons,” *Washington Post*, November 2, 2005.
- (29) ワシントンポストのダナ・プリーストは、当該問題をめぐる各国間の協力を妨げるスキャンダルになると考えて、CIAの秘密施設「ブラック・サイト」を国内に有している国としてポーランドとルーマニアの名を伏せていたが、欧州評議会は一年後に提出した報告者では、ポーランドとルーマニアの名を公開した。理由としては、2005年以降、アメリカのNGO団体からのリークがあり、すでに二国は批判されていたという点もある。以下参照。Dick Marty (Rapporteur), *Committee on Legal Affairs and Human Rights Secret detentions and illegal transfers of detainees involving Council of Europe member states: second report*, at Council of Europe Parliamentary Assembly on 7 June 2007, pp.7-8.
- (30) ディック・マーティの欧州評議会内での位置づけは、みずから公言しているように単に報告者(Rapporteur)であり、特別な調査権力を持つ存在ではないとしている。Ibid., p.11.したがって、当報告書はマーティ本人による論文ではなく、公式の欧州評議会の記録文書として承認されたものである。とはいえ、当報告書はマーティの尽力によって結晶化したものであることは明らかであろう。
- (31) Dick Marty on 12 June 2006, op.cit., p.16, 17, 21, 40, 41, 45.
- (32) Ibid., p.20, 45.
- (33) もちろん、こうしたガヴァナンスによる領域内情報の把握は「管理の垂直的地政学」という分野を切り開いている。ただ、その情報協力を合意したのは、欧州委員会の副委員長で司法・自由・治安担当のフランコ・フラティニであったことも付記しておく。
- (34) CIA activities in Europe: European Parliament adopts final report deploring passivity from some Member States, Justice and home affairs, Feb 14, 2007.
http://www.europarl.europa.eu/news/expert/infopress_page/019-3030-043-02-07-902-

20070209IPR02947-12-02-2007-2007-true/default_en.htm

- (35) マーティーは特に以下の NGO 団体からの積極的な協力に対して感謝を表明している。1.American Civil Liberties Union, 2.Amnesty International, 3. the Brennan Centre for Justice at NYU School of Law, 4.the Centre for Human Rights and Global Justice at NYU School of Law, 5.the Centre for Constitutional Rights, 6.Human Rights First, 7.Human Rights Watch, 8.the International Commission of Jurists, 9.REPRIEVE, 10.Statewatch, 11.the Swedish Helsinki Committee for Human Rights. Dick Marty, on 7 June 2007, op.cit., p.9.
- (36) President Discusses Creation of Military Commissions to Try Suspected Terrorists, The East Room, September 6, 2006. <http://www.whitehouse.gov/news/releases/2006/09/20060906-3.html>
- (37) 詳細は以下を参照。Amnesty International, op.cit., pp.20-26. なお、ポーランドと欧州評議会の間には緊張関係が存在している。ポーランドは欧州評議会がポーランド国内の査察をしないうまま報告書を作成したことについて非難している。他方、欧州評議会は、CIA の秘密施設が国内にあるのか否かを問うた文書に対してポーランド政府は正式に回答していないことを非難している。
- (38) 詳細は以下を参照。Ibid, pp.34-42.
- (39) Lisa Myers, Aram Roston & the NBC Investigative Unit, “CIA accused of detaining innocent man,” *MSNBC*, April 21, 2005.
<http://www.msnbc.msn.com/id/7591918/>

なお、後日、CIA の行った人違いを引渡して拷問した行為について、謝罪と損害賠償を求めたことに対して、アメリカ連邦裁判所は、公的利益の追求のために行った CIA のオペレーションは私的利益に優位するとして、El-Masri の訴えを棄却している。

Jerry Markon, “Lawsuit Against CIA Is Dismissed,” *Washington Post*, May 19, 2006; Page A13.

- (40) Dick Marty, 2006, op.cit. p.60.
- (41) Ibid., pp.16-17. こうした現状を前にすると、ヨーロッパというフィールドが人権の砦であるという主張には疑問を呈さざるをえない。これに関連して、最近のシャンタル・ムフ (Chantal Mouffe) のマルチチュード批判に対する疑義も湧いてくる。アメリカにおもねらず、西洋そのものを問い直す「新しい欧州」を構想することは結構なことだが、本稿でみたようなヨーロッパの状況を鑑がみると、そうした見通しあまり明るくはないだろう。容疑者を CIA に引き渡したり、拷問による尋問が待ち受けている国に移送するヨーロッパ諸国をどのように考えれば評価できるのだろうか。直接みずからの手を汚して拷問を遂行するわけではないから問題ないのだろうか。アメリカがエジプトに拷問を外注するのと、何か質的に異なるのだろうか。「それは古い欧州だ」として譴責するだけで済む問題なのだろうか。まず、今まさにヨーロッパ諸国の助力を契機として、容疑者が収容所で期限なしに拘留されているという事実をどのように受けとめるのか。「剥き出しの生」と「主権権力」が、二元的に対峙していることへの意識が先鋭化してしまっている今日、国や地域の多遍を足場に、マルチチュード概念に引導を渡すことが果たして最善の戦略なのかどうか再考の余地があるように思われる。さらにいっておくが、ネオリベラルな社会編成モードが

まん延する現在、コスモポリタンな構想が何かしら新たなものを生み出せるとも思えない。とすると、残るはマルチチュードにかけるしかないという立場をとるのか、と思うかもしれないがそうではない。ローカルな足場をもつマルチチュードを構想することは不可能ではないだろう。以下を参照のこと。

シャンタル・ムフ（大賀哲訳）「ラディカルな政治の未来—どちらの？」、『情況・特集 ラディカル・デモクラシー』、情況出版、2007年5月

- (42) ただし、これは何も2001年9月11日以降に形成されたわけではなく、むしろアルカイダの活動の活発化に応ずる形で、1990年代半ばのクリントン政権期から始まっていた。Dick Marty, 2006, op.cit., p.13.
- (43) William G. Weaver and Pallitto, Robert M., “The Law: “Extraordinary Rendition” and Presidential Fiat,” *Presidential Studies Quarterly*, Vol.36, No.1, pp.102-116, p.111.
- (44) 北大西洋条約第5条【武力攻撃に対する共同防衛】締約国は、欧州または北米における一または二以上の締約国に対する武力攻撃を全締約国に対する攻撃とみなすことに同意する。したがって、締約国は、そのような武力攻撃が発生した場合には、各締約国が国際連合憲章第51条に規定によって認められている個別的または集団的自衛権を行使して、北大西洋地域の安全を回復し維持するために必要と認める行動（武力の使用を含む。）を個別的におよび他の締約国と共同して直ちにとることにより、その攻撃を受けた締約国を援助することに同意する。
- 前記の武力攻撃およびその結果としてとったすべての措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和と安全を回復し、かつ、維持するために必要な措置をとったときは、終了しなければならない。（大沼保昭編『国際条約集』、有斐閣、2005年、607頁）
- (45) NATO's Response to Terrorism, Statement issued at the Ministerial Meeting of the North Atlantic Council, held at NATO Headquarters, Brussels, on 6 December 2001.
<http://www.nato.int/docu/pr/2001/p01-159e.htm>
- (46) Dick Marty, on 7 June 2007, op.cit., p.19-20. なお、NATOは公式にこうした加盟国領空の自由な利用を許すような権限付与をしたとは明言していない。
- (47) Beth Elise Whitaker, “Exporting the Patriot Act?: Democracy and the ‘war on terror’ in the Third World,” *Third World Quarterly*, Vol. 28, No.5, 2007, pp. 1017-1032, esp.1019. 上記論文は、比較政治的手法で対テロ関連法成立の問題の詳細を論じている。
- (48) Ibid., pp.1028-1029.
- (49) Ibid., p.1021.
- (50) なお、イラク戦争時に、動員された兵士数は有志連合全体の兵士とほぼ同数の兵士が民間軍事会社から提供されている。Ibid., p.122.
- (51) Jane Mayer, “The C.I.A.’s Travel Agent,” *The New Yorker*, October 30, 2006.
- (52) Ian Cobain, Stephen Grey and Richard Norton-Taylor, “Britain’s role in war on terror revealed,” *The*

Guardian, December 6, 2005

<http://www.guardian.co.uk/terrorism/story/0,,1659057,00.html>

- (53) Dick Marty, on 7 June 2007, op.cit., p.15, 20, 22.
- (54) Peter W. Singer, "Outsourcing War," *Foreign Affairs*, Vol.84, No.2, 2005, pp.119-132, pp.120-121.
- (55) *Ibid.*, pp.126-127.
- (56) Griff Witte and Renae Merle, "Contractors Are Cited in Abuses at Guantanamo," *Washington Post*, January 4, 2007, Page D01.
- (57) Anthony Giddens, 1984, *The constitution of society: outline of the theory of structuration*, Berkeley: University of California Press, 1984.
- (58) Giorgio Agamben, *Homo Sacer: Sovereign Power and Bare Life*, translated by Daniel Heller-Roazen, Stanford: Stanford University Press, 1995, p.71. (高桑和巳・上村忠男訳『ホモ・サケルー主権権力と剥き出しの生一』、以文社、2003年、103頁)
- (59) *Ibid.*, p.64. (邦訳 96頁)
- (60) *Ibid.*, p.25. (邦訳 39頁)
- (61) Giorgio Agamben, *State of Exception*, translated by Kevin Attell, Chicago: University of Chicago Press, 2005, p.4. 同書の2、3章も参照。
- (62) David Charter, "Keep quiet about secret flights to secret jails, Rice tells Europe," *The Times*, December 6, 2005.
- (63) もちろん、このライスの「法は兵器なり」という考え方そのものが、「法の宙吊り」そのものではないかという反論がありうることは十分承知している。それでは、そうした立場に対して、さらに私から投げかけたい疑問とはこうである。すなわち、法をめぐる議論には、「法の宙吊り」か「法の支配（の程度）」の二つのどちらかにしか現実とは区別されえないのだろうか、というものである。本稿で接近したいのは、こうした法と政治の二分法では捉え切れないグレーゾーンに対してであり、この裂け目に、新たな展開可能性を見出すことに対してである。
- (64) George W. Bush, "President Issues Military Order," November 13, 2001
<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/11/20011113-27.html>
- (65) 伝聞証拠が有効となったがゆえに、al-Libi のケースでは、その拷問から出てきた証言（のちに偽りであると判明する）をもとにして、フセイン大統領とアルカイダにつながりがあるという情報が引き出され、その結果、イラク戦争が実行に移されたことを想起すべきである。
- (66) Human Rights Watch, "Making Sense of the Guantanamo Bay Tribunals,"
<http://hrw.org/english/docs/2004/08/16/usdom9235.htm>
- (67) Judith Butler, *Precarious life: the powers of mourning and violence*, London: Verso, 2004, p.83. See also p.54.
- (68) *Ibid.*, p.94.
- (69) *Ibid.*, p.85.

- (70) Ibid., p.92.
- (71) Amy Kaplan, op.cit., p.851.
- (72) Ibid., p.846.
- (73) Claudia Adarau, “Law Transformed: Guantánamo and the ‘other’ exception,” *Third World Quarterly*, Vol.28, No.3, 2007, pp.489-501, p.491, p.495. 以下も参照。Fleur Johns, “Guantanamo Bay and the Annihilation of the Exception,” *European Journal of International Law*, Vol.16, No.4, 2005, pp.613-635, p.614. Jean-Claude Paye, “Guantánamo and the New Legal Order,” *Monthly Review*, Vol.57, No.1, May 2005.
- (74) Derek Gregory, “Vanishing Point: Law, Violence, and Exception in the Global War Prison,” in Derek Gregory and Allan Pred, eds, *Violent Geographies: Fear, Terror, and Political Violence*, New York: Routledge, 2007, p.207.
- (75) Giorgio Agamben, op.cit., 1995, p.111. (邦訳 157 頁)
- (76) Ibid., p.28. (邦訳 44 頁)
- (77) Ibid., p.38. (邦訳 59 頁)
- (78) Giorgio Agamben, op.cit., 2005, p.31.
- (79) ここで「法の宙吊り」と「法の欠缺」の違いについて再度確認しておきたい。前者は、主権権力によって例外状態を発動させた結果として現れるものである。それに対して、後者の概念には、法学の立場からの説明とアガンベンのものでは明らかに相違がある。法学からみれば、「法の欠缺」は制定法では拾いきれない領域、つまり法が欠如している状態であり、それを法の解釈やそうでなければ緊急事態などで埋めることになる。それに対して、アガンベンから見れば「法の欠缺」とは、常に主権権力が例外状態を作り出すための条件として映る。こうしたそもそもの対立に対する私の立てる問題提起がある。つまり、「いったん例外状態として法を宙吊りにしながら、その後に見える法的手続とは一体何であるのか」というものである。
- (80) Ibid., p.25.
- (81) Judith Butler, op.cit., p.71.
- (82) Ibid., p.59.
- (83) Lester Edwin J. Luiz, “Diaspora, Empire, Resistance: Peace and the Subaltern as Rupture(s) and Repetition(s),” the International Symposium on Peace, Religion, and Politics, “Peace Movements and Pacifism after September 11,” sponsored by the Center of Excellence, International Christian University, Tokyo, Japan, June 2-6, 2006, pp.1-22, esp.2.
- (84) 再帰的モニタリングについては、例えば、Anthony Giddens, *The consequences of modernity*, Stanford: Stanford University Press, 1990 や Ulrich Beck, Anthony Giddens and Scott Lash, *Reflexive modernization: politics, tradition and aesthetics in the modern social order*, Stanford: Stanford University Press, 1994 を参照のこと。
- (85) 前田幸男「アブグレイブ刑務所での拷問がはらむ複合的問題を可視化する—「六重の暴力」と拷問のための「等価性の連鎖」に向けて—」、『情況・特集 ラディカル・デモクラシー』、情況出版、

2007年5月、105頁。

- (86) ジョルジョ・アガンベン、『アウシュヴィッツの残りのもの——アルシーヴと証人』、月曜社、2001年、108頁。
- (87) 前掲書、224－232頁。
- (88) Derek Gregory, op.cit., p.210.
- (89) Jay. M. Bernstein, “Bare Life, Bearing Witness: Auschwitz and the Pornography of Horror,” *parallax*, 2004, Vol.10, No.1, p.14. 上記グレゴリーも参照のこと。
- (90) 野崎孝弘「表象をめぐる闘争から何がわかるか—アイデンティティ、国家、国際関係論との関連で（1）—」『早稲田政治公法研究』、第64号、2000年、46頁
- (91) Michel Foucault, *Sécurité, territoire, population: Cours au Collège de France, 1977-1978*, Édition établie sous la direction de François Ewald et Alessandro Fontana, par Michel Senellart, Gallimard: Seuil, 2004, p.126. (高桑和巳訳『安全・領土・人口』、筑摩書房、2007年、151頁)
- (92) Ibid, p.126. (邦訳 151頁)
- (93) Ibid, p.111. (邦訳 132頁)
- (94) 一例としては、以下を参照。Matthew Davies and Michael Niemann. “The Everyday Spaces of Global Politics: Work, Leisure, Family,” *New Political Science*, Vol. 24, No.4, 2002, pp. 557-577.
- (95) Michel Foucault, op.cit., p.111. (邦訳 132-133頁) 上記引用が、フーコーが指摘する第一のものである。第二は、「西洋において相当に前から、「統治」と呼べるタイプの権力を主権や規律といった他のあらゆるタイプの権力よりたえず優位に操導してきている傾向、力線」である。第三は、「中世における司法国家（十五—十六世紀に行政国家となったもの）が徐々に「統治性化」されたプロセス（というかプロセスの結果）」である。
- (96) Judith Butler, op.cit., p.52.
- (97) Michel Foucault, op.cit., p.187. (邦訳 227頁)
- (98) Ibid., p.242. (邦訳 294頁)
- (99) Ibid., p.265. (邦訳 322頁)
- (100) 「無際限の統治性」という用語について、フーコーは17世紀の宗教戦争終結後、ヨーロッパから始まった諸の主権国家の並存様式が、永続することをもって、「無際限」とよんでいる。が、同時に、その様式を維持するがゆえに、法の停止をも可能にすることも含意しているという意味で「無際限」であると考えることができる。
- (101) Judith Butler, op.cit., p.97.
- (102) Ibid, pp.52-53.
- (103) Ibid, pp.89-90.
- (104) Ibid, p.56.
- (105) 例えば、ibid., p.83, 92, 97.
- (106) Cf. Ibid., p. 97. (邦訳 160頁)

- (107) 別の言い方をすれば、一方で国内面での「三権分立」と「三権一致」の間の緊張関係、他方で国際面での「国際法」と「三権一致」の緊張関係がクロスする場所にわれわれは位置しているということになる。
- (108) Judith Butler, *op.cit.*, p.96.
- (109) Guy Debord, *La Société du spectacle*, Gallimard, 1992 (木下誠訳『スペクタクルの社会』ちくま学芸文庫、2003年)
- (110) Henry A. Giroux, *Beyond the Spectacle of Terrorism — Global Uncertainty and the Challenge of the New Media*, Boulder; Paradigm Publishers, 2006, p.27. 以下も併せて参照。RETORT, “AFFLICTED POWERS: The State, the Spectacle and September 11,” *New Left Review*, Vol. 27, 2004, pp.5-21.
- (111) Henry A. Giroux, *op.cit.*, pp.7-8.
- (112) *Ibid.*, p.12, pp. 47-48.
- (113) Cf. Mimi Sheller and John Urry, “Mobile Transformation of ‘Public’ and ‘Private’ Life,” *Theory, Culture and Society*, 2003, Vol.20, No.3, p.118.
- (114) Paul Virilio, *City of Panic*, Translated by Julie Rose, New York: Berg, 2005, pp.31-32, p. 50. (竹内孝宏訳『パニック都市』、平凡社、2007年、43頁、63頁。) 以下も参照。Michael Dillon, “Network Society, Network-Centric Warfare and the State of Emergency,” *Theory, Culture and Society*, Vol.19, No.4, 2002, p.72.
- (115) Samuel Weber, “War, Terrorism, and Spectacle — On Tower and Caves,” *The South Atlantic Quarterly*, Vol.101, No.3, 2002, p.457.
- (116) つまり、究極的にいえば、「容疑者の無限の抑留」に理由は必要ないことになる。あえて理由があるとすれば、そう国家が認識したからということになる。
- (117) こうしたスキャンダルがもつ構造転換の潜在的な力について考察するためには、討議民主主義の問題系や「ラディカル・デモクラシー」の問題系よりも、ジル・ドゥルーズやハート&ネグリらが扱う「欲望」のポテンシャルに着目した方が有効な議論を展開できると考える。
- (118) Manuel Castells, *The Rise of the Network Society*, 2nd edition, Oxford: Blackwell Publishers, 2000, esp. chapter 6.
- (119) ちなみに、マルクスの「商品・貨幣・商品」の関係から「貨幣・商品・貨幣」(CMC'からMCM')への転換の定式にちなんで、ジョヴァンニ・アリギ(Giovanni Arrighi)が「領土・貨幣・領土」(TMT')から、「貨幣・領土・貨幣」(MTM')へと世界秩序編成モードが転換したことを示唆している議論も、ここでいう「フローの空間」と「領域性の空間」の問題とシンクロしていると考えられる。Giovanni Arrighi, *The long twentieth century: money, power, and the origins of our times*, London; New York: Verso, 1994, p.33. また、両者の空間の関係性への言及は p.23 を参照。
- (120) 例えば、空間と領土の対比をおこなうことで理論展開している以下の論稿、及び当ジャーナルのテイラーに応答する各論者の論稿も合わせて参照。Peter J Taylor, “On the Nation-State, the Global and Social Science,” *Environment and Planning A*, Vol. 28, No.11, 1996, pp.1917-28.

- (121) John Urry, *Global Complexity*, Cambridge, U.K.: Polity, 2003, Chapter 4. なお、アーリはグローバル・ネットワークとはいわず、「グローバルに統合されたネットワーク」(Globally Integrated Networks: GINs)と呼んでいる。
- (122) マクドナルドは、600 ページにも及ぶマニュアルの中に(笑顔の作り方を含む)サービスのシステム化を記述し、商品ではなく、そのシステムを売っているという。Ibid, pp.57-58. とすると、この計算され、統制された型どおりの仕事とは、市場が強制するグローバルな「ネオリベラル規律訓練」として把握することができるだろう。
- (123) John Urry, op.cit., p.41.
- (124) Gilles Deleuze and Felix Guattari, *Mille plateaux*, Paris: Editions de Minuit, 1980, p.351.(宇野邦一他訳『千のプラトー』、河出書房新社、1994 年、330 頁)
- (125) John Urry, op.cit., pp.114-116.
- (126) Donald Rumsfeld, Testimony before Senate Armed Services Committee, May 7, 2004.
- (127) Susan Sontag, “Regarding the Torture of Others,” *The New York Times*, May 23, 2004. (木幡和枝訳「他者の拷問への眼差し—終わりなき戦争 終わりなき写真の流通」、論座、2004 年、114 頁)
- (128) Susan Sontag, *Regarding the Pain of Others*, New York, Straus and Giroux, 2003, p.48. (北條文緒訳『他者の苦痛へのまなざし』、みすず書房、2003 年、46 頁)
- (129) Ibid., pp.95-96 (邦訳 94 頁) また、p.41 (邦訳 39 頁) も参照。
- (130) Paul Virilio, op.cit., p.119. (邦訳 137 頁)
- (131) Lucas Walsh and Julien Barbara, “Speed, International Security, and “New War” Coverage in Cyberspace,” *Journal of Computer-Mediated Communication*, Vol.12, No.1, 2006, pp.189-208.
- (132) Gilles Deleuze, *Pourparlers: 1972-1990*, Paris : Les Editions de Minuit, 1990, p.209. (宮林寛訳『記号と事件』、河出書房新社、1992 年、255 頁)
- (133) Susan Sontag, op.cit., 2003, p82. (邦訳 80 頁)
- (134) 土佐弘之、「視覚的イメージをめぐるグローバル・ガヴァナンス—戦争の表象をめぐる一」、『アーナーキカル・ガヴァナンス：批判的国際関係論の新展開』、御茶の水書房、2006 年、第二部、第 4 章、特に 196 頁。
- (135) ヴァルター・ベンヤミン (久保哲司編訳)『図説 写真小史』、ちくま学芸文庫、1998 年、53 - 54 頁。
- (136) ロラン・バルト (花輪光訳)『明るい部屋：写真についての覚書』、みすず書房、93 頁、132 頁。また写真のもつ人を戦慄させる破壊力については 119 頁。
- (137) Robert W. Cox, “Social Forces, States and World Orders,” *Millennium: Journal of International Studies*, Vol.10, No.2, 1981, pp.126 - 55.
- (138) Cf. Susan Sontag, op.cit., 2003, p.85. (邦訳 83 頁)
- (139) ジル・ドゥルーズ、(財津理訳)『装置とは何か』、『現代思想』、青土社、1997 年、68 - 77 頁。
- (140) 馬場伸也、『アイデンティティの国際政治学』、東京大学出版会、1980 年、249 頁。
- (141) ジル・ドゥルーズ、前掲論文、1997 年、68 頁。

(142) Susan Sontag, *op. cit.*, 2003, pp.102-103. (邦訳 102頁)

**‘Global Imprisonment Network,’ and ‘Global Fluid’:
the Crisis of Public Sphere in the light of the perspectives of
Indefinite Detention and Spectacle of Terror**

<Summary>

Yukio Maeda

This paper has three aims to explore. First of all, I analyze the relationship among U.S. and CIA, Middle East countries, EU countries, other countries, and private firms in order to understand the arrangement of Global Imprisonment Network in the 21st century. Second, I focus on and figure out a puzzle about why and how indefinite detentions happen and continue in the camps through the concepts of ‘Bare life,’ ‘Governmentality,’ and ‘Spectacle of Terror,’ via such contemporary thinkers as Giorgio Agamben, Michel Foucault and Judith Butler. Especially, I consider when Sovereign Power strengthens and withers in terms of Governmentality. Third, I excavate the possibility to transform the world order through the flux and spillover of pictures as scandals.

